

(案)

2018年度  
平成30年度

# 大阪労働局の取組

## (行政運営方針)

誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪

- 1 働き方改革の着実な実行による労働環境の整備・生産性の向上
- 2 誰もが活躍できる良質な雇用機会の確保
- 3 健康が確保され安全で安心な職場の実現

# 行政運営方針について(基本方針)

地域における総合労働行政機関としての機能を発揮し、地域や国民からの期待に真に応えるため、局各部、労働基準監督署及び公共職業安定所が一体となって機動的かつ確かな行政運営を行い、働き方改革を中心とした各種行政施策を推進します。

そのため、地方自治体、労使団体及び地域の関係者との意見交換の場を設けるなど、連携を一層強化しながら、地域に密着した行政運営を展開します。

また、行政運営の進捗状況を定期的に分析・検証し、「大阪地方労働審議会」「大阪働き方改革推進会議」等において、公労使の意見を把握し、行政運営に的確に反映するよう努め、計画的な行政運営を行います。

さらに、国民の労働行政に対する理解と信頼を高めるため、次の3つの基本事項について取り組みます。

- 保有個人情報の厳正な管理を徹底します
- 行政サービスの向上を図ります
- 積極的に広報を実施します

## 目次

### 1 働き方改革の着実な実行による労働環境の整備・生産性の向上 P 1

- ①「大阪働き方改革にかかる今後の基本方針」に基づく取組……………1
- ②働き方・休み方改善の促進……………6
- ③中小企業・小規模事業者等への支援……………6
- ④女性の活躍推進と男女の均等な機会及び待遇の確保対策……………7
- ⑤職業生活と家庭生活の両立支援対策……………8
- ⑥同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善……………8
- ⑦労働法制の普及等に関する取組について……………9

### 2 誰もが活躍できる良質な雇用機会の確保 P 10

- ①職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進……………10
- ②正社員希望者に対する就職支援……………10
- ③人材不足分野における人材確保等の総合的な推進……………11
- ④地方自治体と一体となった雇用対策の推進……………12
- ⑤若者の雇用対策の推進……………13
- ⑥女性に対する雇用対策の推進……………14
- ⑦高齢者の雇用対策の推進……………15
- ⑧障害者などの雇用対策の推進……………15
- ⑨刑務所出所者等に対する就職支援……………16
- ⑩外国人雇用対策の推進……………16
- ⑪職業訓練を活用した人材育成支援……………17

### 3 健康が確保され安全で安心な職場の実現 P 18

- ①過重労働による健康障害の防止……………18
- ②労働条件の確保・改善対策の推進……………19
- ③最低賃金制度の適切な運営……………20
- ④労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり……………21
- ⑤労災補償対策の推進……………25
- ⑥労働保険未手続事業一掃対策・電子申請(労働保険関係)の利用促進  
労働保険料等の適正徴収……………25
- ⑦雇用保険制度の安定的運営……………26
- ⑧労働力需給調整事業の適正な運営の促進……………27
- ⑨個別労働関係紛争解決の促進……………28

# 1

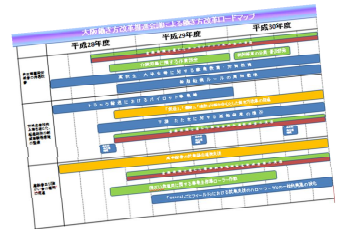
# 働き方改革の着実な実行による 労働環境の整備・生産性の向上

## 1 「大阪働き方改革にかかる今後の基本方針」に基づく取組

「働き方改革」に係る取組を着実に実行します。

「一億総活躍社会」の実現に向けて、多様な働き方が可能になるよう、国を挙げて働き方改革へのチャレンジが進められていますが、大阪は、全国的に比して中小企業の割合が多く、働き方改革を進めることにより人材確保の好循環や経済社会の好循環の恩恵を強く受ける地域です。

大阪労働局では、第2回大阪働き方改革推進会議(平成28年10月31日)において、「大阪働き方改革にかかる今後の基本方針」(14項目)を策定し、平成30年度までの3ヶ年のロードマップ(p4~5)に沿って、大阪における「働き方改革」の取組を着実に実行しています。



### 【平成30年度の主な取組】

#### 1 非正規雇用労働者の待遇改善 (p6、8、11)

- 同一労働同一賃金の実現に向けた、「働き方改革推進支援・賃金相談センター(仮称)」等による事業主への相談支援。
- 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員転換等に取り組む事業主へのキャリアアップ助成金等による支援。
- 無期転換ルールの円滑な運用促進に向けた周知・啓発及びルールの適用を避けることを目的とした雇止め等に対する啓発指導。
- 求人開拓等による正社員求人の確保及び正社員就職に向けた担当者制による個別支援の実施。

はじまります「無期転換ルール」

#### 2 労働生産性向上等を通じた、超過勤務の削減等職場環境の整備 (p6、18、19)

- 月80時間を超える時間外・休日労働を行う事業場に対して監督指導を実施。
- 違法で重大・悪質な過重労働事案について過重労働撲滅特別対策班(かとく)が捜査。
- 年次有給休暇の取得促進のため、ゴールデンウィーク、夏季、年末年始時期に加え、「年次有給休暇取得促進期間」(10月)に、重点的な周知・広報を実施。
- 所定労働時間削減、年次有給休暇取得促進等に取り組む中小企業・小規模事業者等への、「時間外労働等改善助成金」等による支援の強化。

#### 3 高齢者及び障がい者の雇用の促進 (p15)

- ハローワーク内に設置している「生涯現役支援窓口」を通じての、高齢者への積極的な就職支援。
- 障がい者の雇用促進を目的とした事業主指導の「ローラー作戦」を引き続き実施。
- 「OSAKAごとフィールド(大阪府)」とハローワークが連携した、高齢者及び障がい者の就職支援。

#### ◆ 4 女性の活躍促進 (p7、14)

- 両立支援等助成金(女性活躍加速化コース等)の活用等による、中小企業における女性活躍のための積極的な取組の促進。
- 「OSAKAしごとフィールド(大阪府)」、「しごと情報ひろば(大阪市)」におけるハローワークと地方自治体との一体的実施事業を充実・強化し、相互に連携することで、女性の活躍を推進。
- 「えるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」の各認定について、より多くの企業で取得促進が図られるよう、メリット(※Point! 参照)も含めた周知及び取得勧奨。



#### 【えるぼしマーク】

「女性の活躍推進企業」として、厚生労働大臣が認定(女性活躍推進法)。認定基準5項目のうち、クリアした項目数によって星の数が三段階あります。全項目をクリアすると3つ星認定。

#### Point!

- ◆ 各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、えるぼし認定企業、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業などが加算評価の対象になります。
- ◆ 女性活躍データベースなどで公開され、広くアピールできます。
- ◆ 時間外労働の実績も認定基準です。



#### 【くるみんマーク・プラチナくるみんマーク】

「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定(次世代育成支援対策法)。仕事と子育ての両立に対して理解のある企業であることをアピールできます。また、より高い水準の基準を満たすことで、プラチナくるみん認定を受けることができます。

#### ◆ 5 若者の活躍促進 (p13)

- わかものハローワーク、新卒応援ハローワークを中心として、職業相談・職業指導を効果的に推進。
- 認定一般事業主等を対象とした合同就職面接会の開催。



#### 【ユースエール】

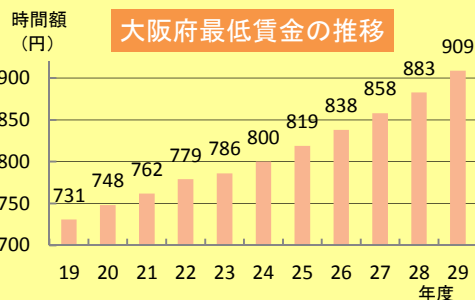
若者の採用・育成に積極的で雇用管理が優良で、一定の基準を満たした中小企業は、若者雇用促進法に基づく厚生労働大臣の認定を受けることができます。

#### Point!

- ◆ 認定を受けると、若者の採用・育成を支援する各種助成金の加算措置や、公共調達の加算評価の対象になります。

#### ◆ 6 最低賃金の引上げのための環境整備 (p6、20)

- 最低賃金の周知と監督指導による履行確保。
- 中小企業への支援事業の利活用促進。
- 中小企業・小規模事業者等における生産性の向上に向けた取組に対する、業務改善助成金をはじめとする支援の強化。



#### ◆ 7 ワーク・ライフ・バランスの実現 (p8)

- 「事業場における治療と職業生活両立支援のためのガイドライン」の周知啓発。
- 各企業におけるワークライフバランスに関する取組の事例を収集し、収集した好事例を「働き方改革セミナー」等を通じて周知し、社会的な気運を醸成。
- 11月の「テレワーク月間」を中心とした、テレワークの普及促進。
- 両立支援等助成金の活用等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境整備の強化。

## 8 外国人留学生の就職促進と成長戦略 (p16)

- 近畿ブロックの各労働局及び関係機関と連携・協力し、大規模な就職 支援フェスタを開催。
- インターンシップ制度や就職啓発セミナーを通じて、留学生の日本国内での就職を促進。



## 9 人材の育成 (p17)

- 「大阪府地域職業訓練実施計画(総合計画)」に基づき、大阪府をはじめとする関係機関と連携し、女性と若者の活躍促進や、人材不足分野の人材確保等に向けた人材の育成支援を実施。



とれゴンは、大阪の職業訓練校と訓練受講者のみなさんを応援しています!!

## 10 金融機関との連携 (p6)

- 金融機関の渉外担当者を通じた助成金制度の活用促進等による中小企業・小規模事業者等の支援の強化。
- セミナーの共催等金融機関と連携した中小企業・小規模事業者等に対する「働き方改革」の浸透促進。
- 金融機関店舗のモニターへの掲示、リーフレットの配架等による労働局の施策の周知の強化。



金融機関が主催するシンポジウム(ビジネスエンカレッジフェア)に参加

## 11 「働き方改革推進企業」の顕彰・動機づけ制度創設に向けた検討 (p7、8、13)

- 認定一般事業主に対する公共調達における評価の仕組み導入等について、引続き府内地方公共団体に対し、説明会を実施します。
- 認定一般事業主等に準じた優良な企業の取扱いについて引き続き検討。
- 認定一般事業主等を対象とした合同就職面接会を開催。

## 12 運輸事業における取組 (p5、18)

- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会」及びコンサルティング事業を通じ、自動車運転者の労働条件の確保・改善。
- 貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業による労働災害防止のための、荷主関係団体への協力を要請を実施。

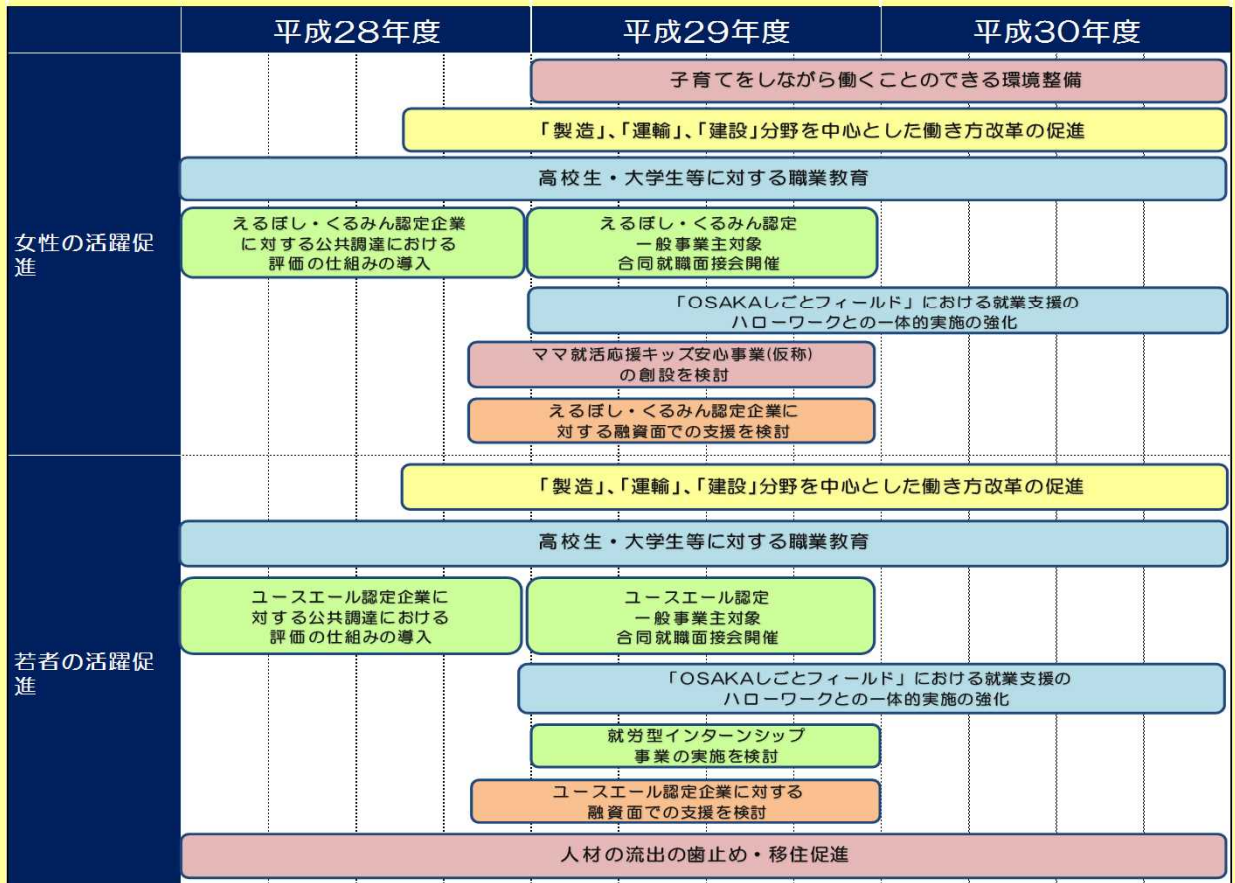
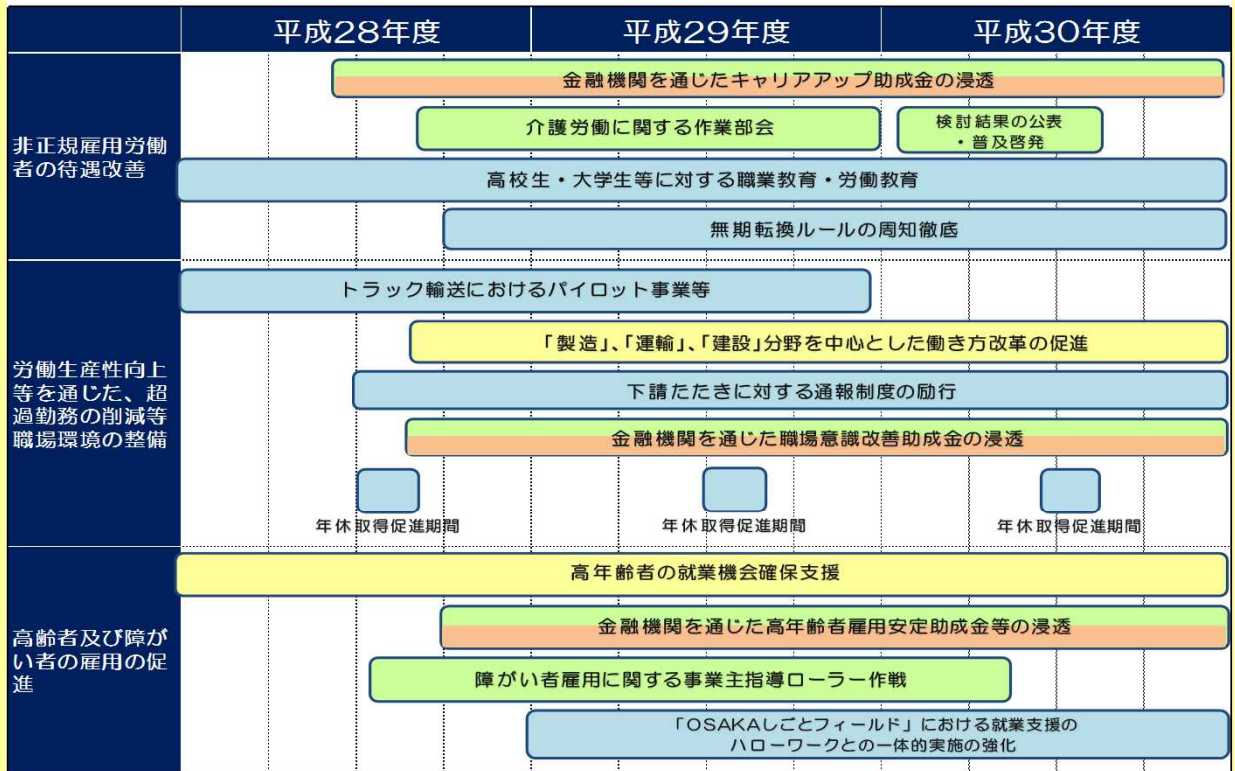
## 13 介護事業における取組 (p11)

- 介護労働に関する作業部会にて、雇用管理改善に向けた取組状況の現状等について情報交換を実施。
- 介護労働に関する作業部会での成果について、各介護事業所への普及を継続。
- 地方自治体と連携し、非正規労働者の処遇改善や働きやすい環境整備を促進。

## 14 広報・啓発活動

- 大阪労働局のホームページにおいて、大阪働き方改革推進会議メンバーの働き方改革に係る取組情報を集約し、広報・啓発活動を推進。

# 大阪働き方改革推進会議による働き方改革ロードマップ



	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最低賃金引き上げのための環境整備		金融機関と連携して国や地方自治体の企業に対する支援策を浸透	
ワーク・ライフ・バランスの実現	各業界のトップ企業への働きかけの強化		
	働き方宣言企業の募集		
	好事例の収集・広報		
	セミナー	セミナー	セミナー
	セミナー	セミナー	セミナー
	セミナー	セミナー	セミナー
外国人留学生の就職促進と成長戦略	ワーク・ライフ・バランスの普及		
	ワーク・ライフ・バランスに努める企業の支援		
		外国人留学生向け企業説明会	外国人留学生向け企業説明会
	外国人留学生向け就労型インターンシップ事業の実施を検討		
	長時間労働の削減等働き方改革の啓発の強化		
人材の育成支援	外国人留学生に対する就職促進の方策を展開		
	28年度公的職業訓練の総合的な訓練計画	29年度公的職業訓練の総合的な訓練計画	30年度公的職業訓練の総合的な訓練計画

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
金融機関との連携	勉強会	勉強会	勉強会
「働き方改革推進企業」の顕彰・動機づけ制度創設に向けた検討	勉強会	勉強会	勉強会
	勉強会	勉強会	勉強会
	勉強会	勉強会	勉強会
	勉強会	勉強会	勉強会
運輸事業における取組	金融機関と連携して国や地方自治体の企業に対する支援策を浸透		
	えるぼし・くるみん・ユースエール認定企業に対する公共調達における評価の仕組みの導入		
	公共調達実施状況説明		
介護事業における取組	「働き方改革推進企業」制度創設の検討		認定一般事業主対象合同就職面接会開催
	働き方改革推進企業に対する融資面等での支援を検討		
広報・啓発	トラック輸送におけるパイロット事業		
	「製造」、「運輸」、「建設」分野を中心とした働き方改革の促進		
介護事業における取組	介護労働に関する作業部会（キャリアラダー確立）		検討結果の公表・普及啓発
	介護ロボット等の開発促進支援		
広報・啓発	広報・啓発活動の連携		

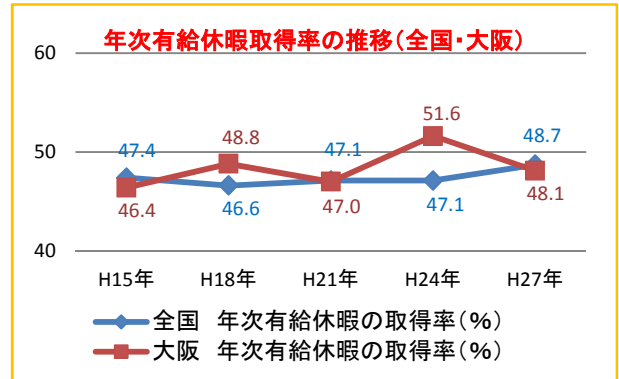
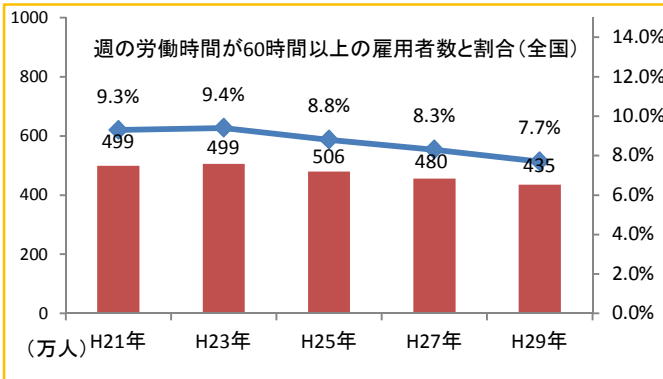
- 大阪労働局の取組
- 大阪府の取組
- 国・自治体の取組
- 金融機関の取組
- 大阪会議メンバーの取組

## 2 働き方・休み方改善の促進

### ○ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しを推進します

政府目標として掲げられている「年次有給休暇取得率70%以上」及び「労働時間週60時間以上の雇用者の割合を5%以下」を2020年までに達成するために、また、月80時間を超える時間外・休日労働など長時間労働の改善をすすめるため以下の内容に取り組みます。

- ・ 年次有給休暇早期付与の検討等を盛り込んだ「改正労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行います。
- ・ 「働き方・休み方改善コンサルタント」による労働時間等の設定の改善のための助言・指導、ワークショップを実施します。
- ・ 働き方・休み方の現状を労使が自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及、中小企業に対する助成金の活用等を推進します。
- ・ 育児・介護との両立も含めワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な働き方を可能とする「テレワーク」の普及にむけた周知・啓発を行います。



## 3 中小企業・小規模事業者等への支援

### ○ 「働き方改革推進支援・賃金相談センター」の活用促進を図ります

- ・ 「働き方改革推進支援・賃金相談センター(仮称)」では、非正規雇用労働者の待遇改善、時間外労働の上限規制への対応に向けた労働時間制度の構築、生産性向上による賃金引上げ、低賃金の引き上げに向けた環境整備等の相談やセミナーの開催等により、中小企業・小規模事業者等を中心に支援を行います。また、その活用を促進するため、積極的な周知を図ります。

### ○ 各種助成金の活用促進を図ります。

- ・ 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む中小企業や、傘下企業を支援する事業主団体を対象とする、「時間外労働等改善助成金」の周知を積極的に行い、活用促進を図ります。
- ・ **【P】**中小企業・小規模事業者の最低賃金・賃金引上げに向けた支援を図るため、「キャリアアップ助成金(処遇改善支援)」及び「人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース及び設備改善等支援コース)」を内容とする「最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援事業」の周知を積極的に行い、円滑な実施を図ります。
- ・ 事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者が、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合にその設備投資等の経費の一部を助成する、「業務改善等助成金」の周知を積極的に行い、活用促進を図ります。

### ○ 金融機関と連携して「働き方改革」に関する周知や取組推進を図ります。

- ・ 「働き方改革」にかかる包括連携協定を締結した金融機関を通じて、労働施策及び支援策を周知し、中小企業・小規模事業者における「働き方改革」の取組の推進を図ります。



## 4 女性の活躍推進と男女の均等な機会及び待遇の確保対策

### ○ 女性活躍推進法の実効性を確保します

- ・ 労働者数 301人以上の企業(女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定が義務付けられています)に対して、助言・指導等を行い、法の実効性を確保します。
- ・ 労働者数300人以下の中小企業に対しては、「両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)」の活用等により、一般事業主行動計画策定を支援する等、女性活躍推進の取組を促します。
- ・ より多くの企業に対し、「えるぼし認定」の取得促進を図るため、優秀な人材の確保や公共調達の際加点評価されること等認定のメリットも含め、広く周知を行います。

### 女性活躍推進法の認定マーク「えるぼし」



### 「女性の活躍推進企業データベース」(スマホ版)

女性活躍推進法に基づき企業が公表した、女性活躍に関する状況のデータを見ることができます。

### ○ 男女雇用機会均等法の履行を確保します

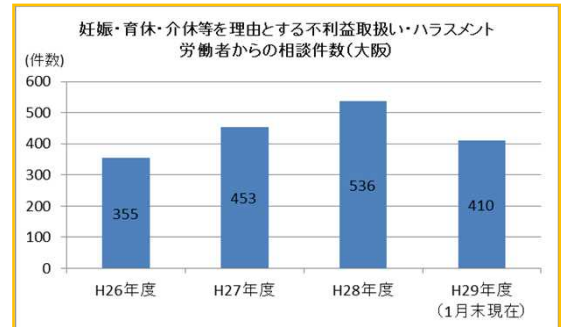
- ・ 労働者が性別により差別されことなく、また働く女性が母性を尊重されつつ職業生活を営むことができるよう、事業主への指導、法律に関する相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。  
特に、妊娠・出産等による不利益取扱いに関する相談件数は引き続き高い水準にあることから、事業主に対する積極的な是正指導と法律の周知・徹底を図ります。
- ・ 女性の活躍推進については、「ポジティブ・アクション」が正しく理解されることが重要であることから、事例収集を強化し、積極的に発信するとともに、事業主に対する支援を行います。

### ○ 職場における妊娠・出産等に関するハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策等を推進します

- ・ 平成29年1月1日から施行された、「職場における妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置」及び「セクシュアルハラスメント防止対策」を事業主が講じるよう、事業主への積極的な是正指導、周知・徹底を図ります。
- ・ 事業主に対し、様々なハラスメントの相談に一元的に応じることのできる体制を整備し、一体的にハラスメントの未然の防止を図るよう促します。
- ・ 「全国ハラスメント撲滅キャラバン」として、説明会の開催、特別相談窓口の設置及び関係法令等の周知徹底を図ります。



セクハラ、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワハラの防止を一体的に従業員に周知するチラシの例も作成しています。



### ○ 女性の活躍推進を図ります

- ・ 「OSAKAしごとフィールド(大阪府)」「しごと情報ひろば(大阪市)」等の国と地方自治体との一体的実施事業を充実・強化し、ハローワークと相互に連携して、女性の就職を支援します。
- ・ マザーズハローワーク等を中心に、子育て中の女性等を対象として、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施します。

## 5 職業生活と家庭生活の両立支援対策

### ○ 育児・介護休業法の確実な履行を図ります

- ・ 育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、平成29年1月及び10月から施行された「改正育児・介護休業法」の確実な履行の確保及び法制度の周知を図ります。また、事業主への指導、法律に関する相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。
- ・ 介護を行う労働者が、介護休業・休暇制度を活用し就業を継続できるよう、関係機関と連携して制度の周知を図ります。
- ・ 両立支援等助成金制度の周知・活用等を通じて、育児休業・介護休業（休暇）制度の利用促進を図ります。

### ○ 次世代育成支援対策を推進します

- ・ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定支援、指導を行います。また、より多くの企業において認定を目指した取組が進むよう、くるみん認定基準及びプラチナくるみん認定基準について、中小企業に対する特例や公共調達の際加点評価されること等認定取得のメリットも含め広く周知を図るとともに、認定マークの知度の向上を図ります。



プラチナくるみんマーク



くるみんマーク



トモニ

←「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク



各企業における、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援に関する情報を提供しています。

## 6 同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善

### ○ パートタイム労働法の確実な履行を図ります

- ・ パートタイム労働者の働き・貢献に応じた待遇が確保され、一人ひとりの納得性の向上が図られるよう、事業主への指導やアドバイス、法律に関する相談への対応、パートタイム労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。

### ○ 同一労働同一賃金に関する法制度の周知

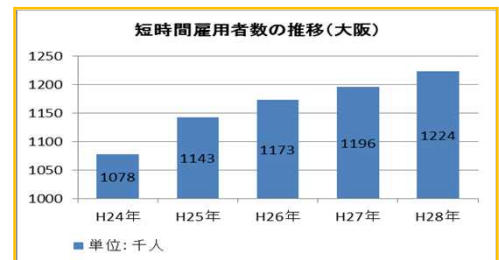
- ・ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が成立した場合には、その円滑な施行に向け、あらゆる機会を通じて、労使双方に改正内容の周知徹底を図ります。  
また、「働き方改革推進支援・賃金相談センター（仮称）」を活用し、特に中小企業・小規模事業者に対する同一労働同一賃金の理解の促進を図る等、事業主へのきめ細かな支援を行います。

### ○ 非正規雇用労働者の均等・均衡待遇や正社員転換に取り組む事業主を支援します

- ・ 非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援する、「キャリアアップ助成金」の積極的な利用促進を図ります。

### ○ 無期転換ルールの周知・啓発を図ります

- ・ 有期契約労働者の円滑な無期転換が進むよう、「無期転換ルール」（労働契約法第18条）について、あらゆる機会を捉えて労使双方に対して周知を図ります。  
また、無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的での雇止め等を把握した場合には、事業主に積極的に啓発指導を行います。



資料出所: 大阪府「労働力調査地方集計結果」

# 7 労働法制の普及等に関する取組について

## ○ これから社会に出て働く学生を対象に、労働法制の周知を図ります

- これから社会に出て働く若者に対し、労働法制の基礎知識の周知を図ることは、労働者の関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するとともに、若者が将来、管理職や人事担当者になった際、労働条件の改善等について考える上で重要です。

このため、大阪労働局では、管内の大学、高校等からの依頼に基づき、局幹部が自ら出向き、労働法制セミナーを実施します。

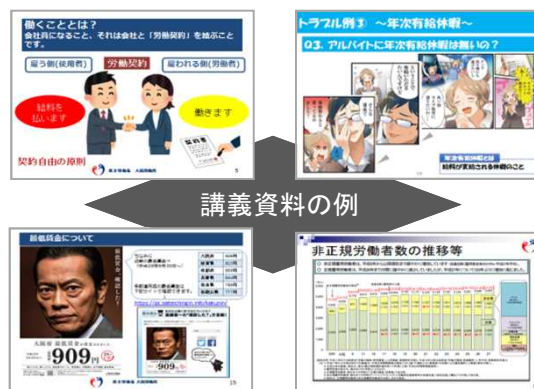
### ポイント① 労働法制セミナーを学校へ周知

- 大阪府下全ての大学・短期大学・専門学校・高等学校へ、セミナーの実施に関する案内文を送付しています(平成29年度は6月と1月の年2回送付)。
- 申込時に日程、内容に関するご要望を確認しています。



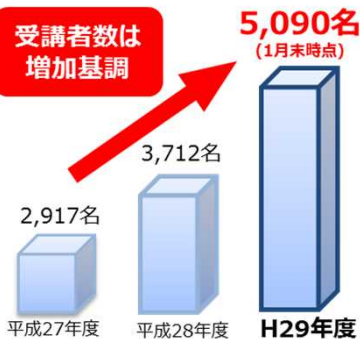
### ポイント② 学校のご要望に合わせた講義内容へ

- 学校のご要望に合わせた資料をご用意しています。



### ポイント③

受講者数は年々増加し、平成29年度は5,000名を超えました(1月末時点)。



労働法制セミナーの様子

### 《受講者の声》

- 会社が労働基準法等を遵守することは大切ですが、一方で、働く側も正しいルールを知ることが大事だと感じました。
- このセミナーをきっかけに働くことについて自らもっと調べ、自分の身を守れるようになりたいと思いました。
- 講師の方が実際の体験を交えて話を進めてくれたので、とても面白くわかりやすかったです。
- 「子育て期の女性の就業率」の話が非常に面白かったです。地域性の要因も学ぶことができました。

## ○ 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組を実施します

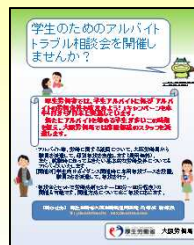
- 4月から7月の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間中には、労働法制セミナーの開催等に併せて大学等での出張相談を実施します。また、総合労働相談コーナーへ若者相談コーナーを設置するなど、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組を行います。

### 平成29年度 出張相談会実績

9大学 10回開催  
114名相談実施  
(短期大学含む)



出張相談の様子



周知リーフレット

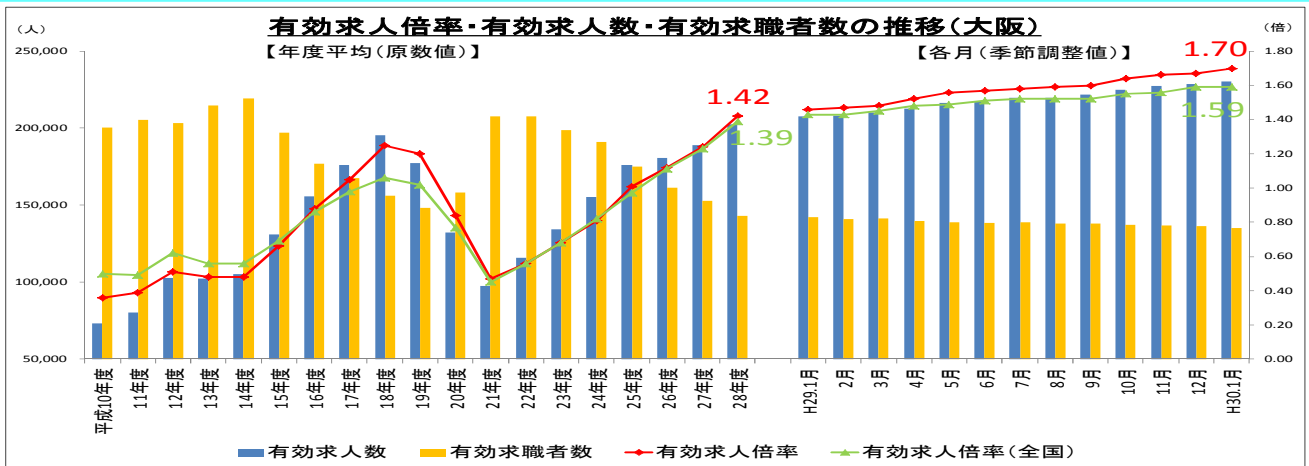
# 誰もが活躍できる 良質な雇用機会の確保

## ① 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

### ○ 求職者からのニーズの高い求人確保を行うなど、能動的なマッチングの推進を図ります

有効求人倍率が平成以降の最高を更新(平成30年1月現在)するなど、雇用失業情勢が引き続き改善傾向にある中、個々の求職者・求人者の就職・充足ニーズに応えるため積極的な取組を実施します。

- ・ 求職者・求人者の担当者制等能動的なマッチングに向けた取組を実施します。
- ・ 正社員求人や有効求人倍率が低い等求職者のニーズの高い求人に重点を置いた求人開拓や早期マッチングに取り組めます。



## ② 正社員希望者に対する就職支援

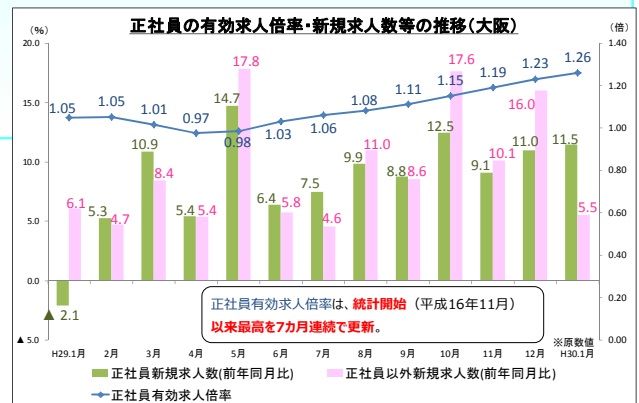
### ○ 正社員求人の確保や正社員転換・待遇改善に向けた取組を実施します

雇用失業情勢は改善がすすんでおり、平成30年1月には正社員の有効求人倍率が統計開始(平成16年11月)以来最高を7か月連続で更新しましたが、正社員希望者に対する魅力ある正社員求人の確保やよりよいマッチングに向けたきめ細やかな就職支援については、依然として重大な課題です。

- ・ 求職者のニーズの高い(有効求人倍率の低い)職業を中心に、事業主に対する正社員求人提出勧奨を行います。
- ・ 正社員求人の充足に向けたミニ面接会や管理選考を実施します。
- ・ 事業主に対して、より良い人材確保のための求人条件の見直しや、魅力ある職場づくりに向けた助言等を行います。

### ○ 正社員希望者に対する就職支援を強化します

- ・ 正社員希望者に対する担当者制による個別支援を実施します。
- ・ 正社員就職関連イベントとして、正社員求人を中心とした就職面接会等を積極的に実施します。
- ・ 応募書類セミナー、面接セミナー、その他にも求職者ニーズに応じた各種就職支援セミナーを実施します。



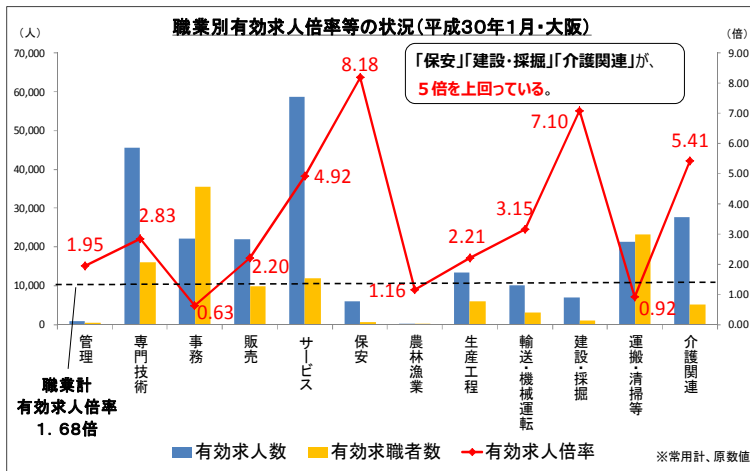
### 3 人材不足分野等における人材確保等の総合的な推進

#### ○ 人材不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善を推進します

職業別有効求人倍率をみると、「保安」「建設・採掘」「介護関連」が5倍を上回っており(平成30年1月現在)人材不足の状態が続いています。

ハローワークでは、職業相談の過程において、これらの分野の仕事のやりがい等を説明したり、府内7か所のハローワークに設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、実技体験を伴うセミナーや見学会を実施する等人材不足分野へのマッチング支援を強化し、人材不足解消に向けて取り組みます。

- ・ 福祉分野について、関係機関と連携を図り、当該分野への就業を希望する求職者に対するさまざまな就職支援サービス及び当該分野の求人者に対する充足支援サービスを提供します。
- ・ 建設、警備、運輸分野について、関係機関と連携を図り、求職者に業界についての知識を得る機会を提供するとともに、求人者に対して充足支援サービスを実施します。
- ・ 大阪働き方改革の基本方針に基づき「介護労働に関する作業部会」を開催し、雇用管理改善に向けた取組状況の現状等について情報交換を実施するとともに、その成果について各介護事業所への普及を継続します。



業界団体等と連携したマッチング支援の強化

求職者や学生等を対象として、各業界のやりがいや魅力を伝えることにより、興味や関心を喚起し、各分野へ就職するきっかけを作るため、業界団体や関係機関による相談会や説明会を実施します。

福祉のお仕事へ興味を惹かれておられる皆さまへ  
**介護・医療業界 体験バスツアー**  
 平成29年10月23日(月)開催  
 12:30~17:00 (受付:12:15~) ハローワーク併発費  
 ※先着順 30名 事前予約制【申込締切:10/20(金)迄】

体験先  
 1 社会医療法人 〓  
 2 社会医療法人 〓  
 3 社会福祉法人 〓  
 特別養護老人ホーム 〓

内容  
 医療、介護の上記3施設を見学します

対象者  
 福祉のお仕事へ就職を希望する方・関心のある方  
 (特に17歳以上の若年層の方です)

開催中の施設  
 介護職員・入居紹介・理学療法士・送迎運転手など

お申し込み・お問い合わせ  
 ハローワーク 福祉人材センター  
 堺市東区長瀬2-29 堺市総合庁舎1F  
 TEL:072-255-6600(受付) 072-255-6601(相談)

あえてみませんか?  
**「介護のお仕事」**  
 + 介護就職フェスタ +  
 2018. 2.17 Sat  
 13:00~  
 (17:30まで受付終了)

会場: 大阪府立総合職業訓練センター 大阪府立総合職業訓練センター 10号館  
 要予約

※講師(全実習施設と連携)の協力により、  
 1 施設見学(施設長・職員による説明)  
 2 実習体験(施設長・職員による説明)  
 3 施設見学(施設長・職員による説明)

※参加費は無料です。  
 ※参加費は無料です。  
 ※参加費は無料です。

お申込・お問合せ 堺市福祉職業安定課 TEL:06-4790-6302

ツアー型見学会やセミナーの開催

求職者を対象として、人材不足分野への知識を深め、就職を促すことを目的に、ツアー型見学会やセミナーを開催します。



雇用管理改善セミナー

介護施設を対象として、「介護労働に関する作業部会」での成果を説明するとともに、介護施設の雇用管理改善に資するセミナーを実施します。

## 4 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

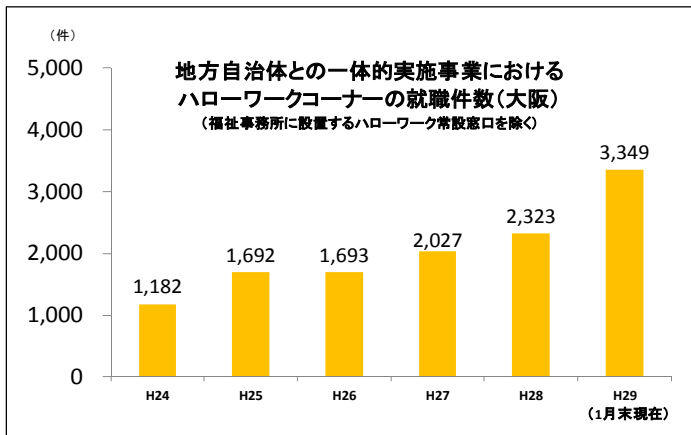
### ○ 地方自治体の雇用施策に連携・協力するなど、国と地方自治体との連携基盤を一層強化します

雇用対策をはじめとする労働施策を地域において効果的に実施していくためには、多岐にわたる地域のニーズを、地域の視点に立って的確に把握するとともに、地方自治体が発する産業施策、福祉施策、雇用施策、教育施策等との緊密な連携を図ることが重要です。

そのために国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで住民サービスの更なる強化を図ります。

- ・ 国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進します。  
(平成30年3月31日現在、7カ所(大阪府、大阪市(3カ所)、堺市、寝屋川市、柏原市)で実施)。
- ・ 国と地方自治体一体となって総合的に雇用対策に取り組むため、雇用対策協定締結の取組を推進します。  
(平成30年3月31日現在、大阪府、堺市、東大阪市、高槻市、吹田市、寝屋川市、柏原市と雇用対策協定を締結)。

※大阪府とは、これまでの雇用対策協定に加え、大阪地域の雇用問題に重点的に取り組むため、新たに雇用対策協定を締結し、これまで以上に連携を密にし、雇用対策を強化します。

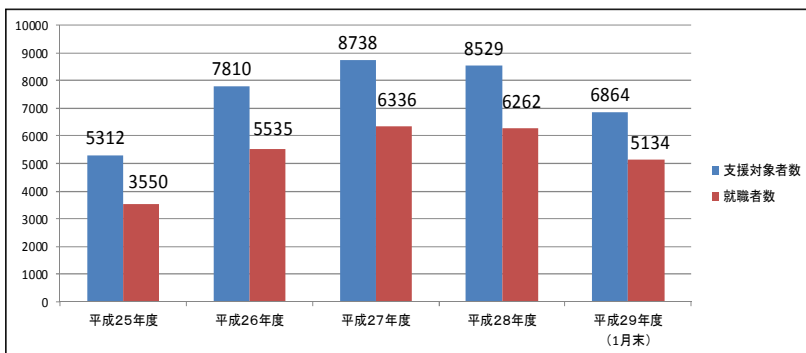


大阪府との一体的実施施設  
平成29年5月にリニューアルオープン

### ○ 生活保護受給者は受給者数・受給世帯数ともに依然高い水準で推移している中で、生活保護受給者をはじめとした生活困窮者に対して就労による自立を促進する必要があります。このため、福祉事務所へ設置するハローワーク常設窓口を増設する等、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援の充実を図ります。

- ・ 平成30年3月31日現在21カ所で実施(大阪市(11区)、東大阪市、堺市(2区)、岸和田市、豊中市、枚方市、寝屋川市、高槻市、守口市、門真市)。

### 生活保護受給者等就労自立促進事業実施状況(大阪)



ハローワークと地方自治体が  
一体となった就労支援施設

## 5 若者の雇用対策の推進

### ○ 新卒者・既卒者の正社員就職の実現に対する就職支援を強化します

近畿の大学卒業予定者の就職内定率(平成29年12月1日現在)は、87.5%(昨年同期0.5P増)となり、大阪の高校卒業予定者の就職内定率(平成29年12月末日現在)は、88.9%(昨年同期1.4P増)と就職率が改善傾向にある中、正社員就職の実現・早期離職防止等のため、大阪新卒応援ハローワーク及び府内各ハローワークにおいて新卒者・既卒者の就職支援を強化します。

- ・ 若者雇用促進法による適職選択の促進 → 青少年職場情報の提供、一定の労働関係法令違反の求人不受理、労働法制の普及、ユースエール認定制度の推進等を実施します。
- ・ 学卒ジョブサポーター等による大学・高校等への訪問・出張相談、就職支援セミナー等を実施します。

### ○ フリーター等の正社員化を推進します

正社員での就職を目指している若者で、不安定就労期間が長期の方や安定就労の経験が少ない方に対して、大阪わかものハローワーク、あべの・わかものハローワークの2ヶ所の支援拠点と府内各ハローワークのわかもの支援窓口等を通じてフリーター等の正社員就職に向けた支援を推進します。

- ・ 就職支援ナビゲーター等による職業相談、個別支援の実施、就職支援セミナー、面接会等を実施します。
- ・ 「トライアル雇用奨励金」の活用を促し、フリーター・ニート等の正社員就職を促進します。
- ・ ハローワーク等を利用し、就職が決定した者等を中心とした職場定着支援を実施します。
- ・ ニート等へ職業的自立支援及び就職後の職場定着支援を行う「地域若者サポートステーション事業」について周知を行い、引き続きハローワークと支援施設との連携による支援を行います。

【大学卒業予定者の就職内定率(近畿・各年12月1日現在)】



【高校卒業予定者の就職内定率(大阪・各年12月末日現在)】



新規高卒予定者対象  
合同求人説明会



新規大卒等・若者対象  
合同就職面接会



若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度に基づき、大阪で11社「ユースエール認定企業」として認定しました。(平成30年1月末現在)

引き続き制度の周知を図り、若者の適職選択を促進するとともに、企業が求める人材の円滑な採用を支援します。

## 6 女性に対する雇用対策の推進

### ○ 女性のライフステージに対応した活躍を支援します

ハローワークでは、女性の様々なライフステージに対応した活躍を応援するため、きめ細やかな再就職支援を実施します。

- ・ 大阪マザーズハローワーク・堺マザーズハローワーク及び府内10か所のハローワークに設置しているマザーズコーナーを中心に、子育て女性等に対して、個々の状況に応じた就職実現プランを策定し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施します。
- ・ 女性の活躍を応援する各種就職支援セミナー、業界別研究会や女性専門家（弁護士、社会保険労務士及び臨床心理士等）による相談を実施します。
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓（ハローマザー企業、両立支援求人等）及び収集した求人情報の積極的な周知を図ります。



担当者制による職業相談



子育てと仕事の両立に配慮のある事業所を「ハローマザー企業」としてPR



『女性活躍応援コーナー』では、大阪市とのコラボイベント等を実施（ハローワークブラザ難波内）

### ○ マザーズハローワーク・コーナーを中心に子ども連れでも利用しやすい環境の整備を行います

- ・ 子ども連れでも参加しやすいよう託児付のセミナー、子育て中の方同士による経験交流会等実施します。
- ・ 安心して施設が利用できるようキッズコーナーや授乳室の整備を行います。



#### - 託児サービス付きセミナー（例） -

- 就職活動準備セミナー
- 応募書類作成セミナー
- 面接対策セミナー
- 面接メイク・ヘアレッスン
- イメージアップセミナー
- アンガーマネジメント 等



託児付セミナー、就職面接会等のイベントを積極的に実施



マザーズハローワークのキッズコーナーの様子



## 7 高齢者の雇用対策の推進

### ○ 生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍促進を図ります

将来的に労働力人口の減少が懸念されるなかで、年齢に関わりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」を実現することが重要となっています。

#### ・企業における高齢者の定年延長・継続雇用の促進を図ります。

高齢者雇用確保措置未実施事業所への強力な指導の実施及び継続雇用の延長や定年年齢引上げに向けた機運醸成を図ります。

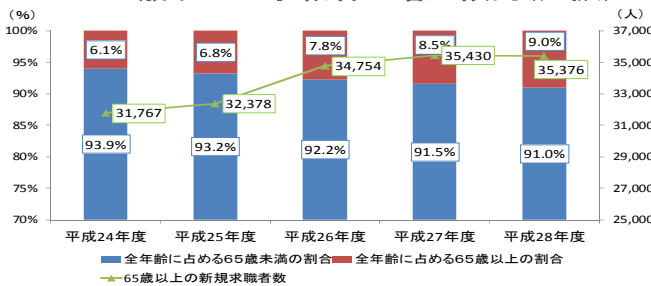
#### ・高齢者の再就職支援の強化を実施します。

府内全ハローワークに設置された『生涯現役支援窓口』において、特に65歳以上の高齢者に対する再就職支援を強化します。

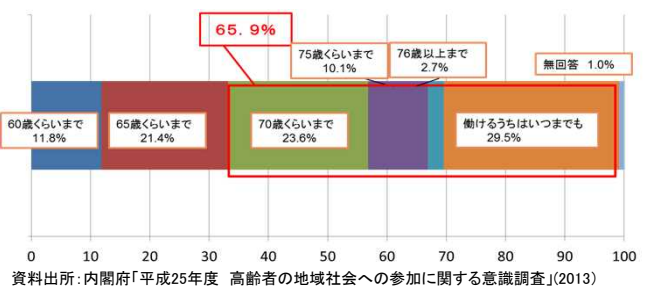
#### ・地域における就業機会の確保に向けた取組を推進します。

地方自治体をはじめとする高齢者の就業等に係る地域の関係者から構成される協議会の設置推進及び当該協議会との連携やシルバー人材センター事業の推進に取り組みます。

65歳以上の求職者は増加傾向(大阪)



高齢者の高い就業意欲



資料出所:内閣府「平成25年度 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(2013)

## 8 障害者などの雇用対策の推進

### ○ 改正障害者雇用促進法の円滑な施行のための取組を推進します

平成30年4月から、精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられたことに伴い、雇入れにかかる支援に加えて定着支援についても充実・強化が必要であることから、事業主指導のローラー作戦を引き続き実施し、法改正の周知啓発及び支援施策の情報提供を行う等、一層の障害者雇用の促進を図ります。

さらに、広く一般労働者を対象に、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進します。

また、平成28年4月から施行された障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務化については、適切な運用及び更なる周知を図ります。

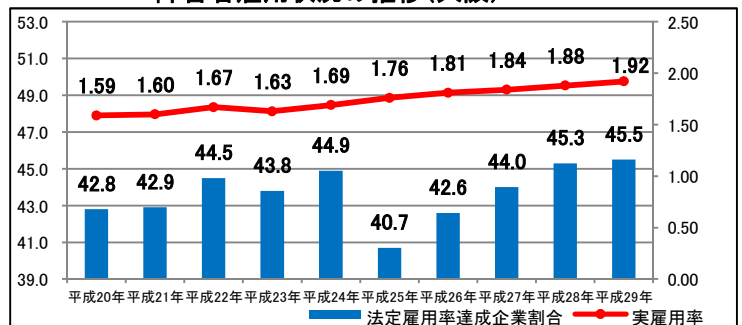
### ○ 中小企業に重点を置いた支援策を実施します

障害者の雇用促進を図るためには、事業主の障害者雇用に対する理解を促進するとともに、特に中小企業の障害者雇用への不安を解消していく必要があることから、関係機関と連携し、雇入れから定着過程、定着後のそれぞれの段階に応じた各種支援制度の活用を図ります。

### ○ がん患者等への就職支援を推進します。

がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者について、ハローワーク大阪東・ハローワーク布施を中心に、がん診療連携拠点病院と連携の下、出張相談や個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援、事業主向けセミナーなどを積極的に実施します。

障害者雇用状況の推移(大阪)



## 9 刑務所出所者等に対する就職支援

### ○ 刑務所出所者等に対して、就職支援を強化します

- 平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」を踏まえて、矯正施設や保護観察所、矯正就労支援情報センター室(通称:コレワーク)等と連携し、早期就職を目指して、職業相談・職業紹介を実施します。  
なお、大阪刑務所については、就労支援強化施設として相談員を駐在させるなど、矯正施設との連携強化を図り、積極的な支援を行っております。
- 保護観察対象者等の支援については、保護観察官や保護司、「協力雇用主等支援事業」の受託団体と連携し「就労支援チーム」を設置して、刑務所出所者等専用求人や、トライアル雇用奨励金等の支援制度を活用して就職支援の充実・強化を図って参ります。

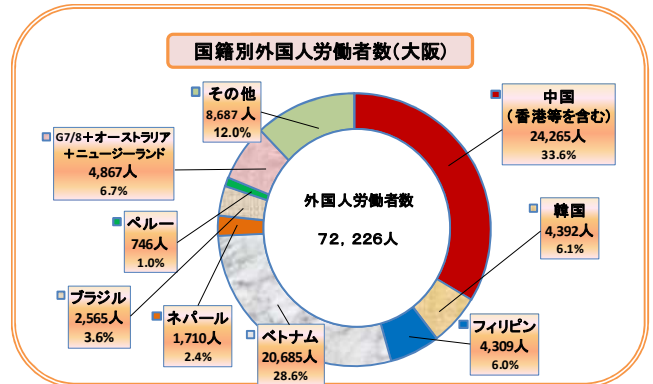
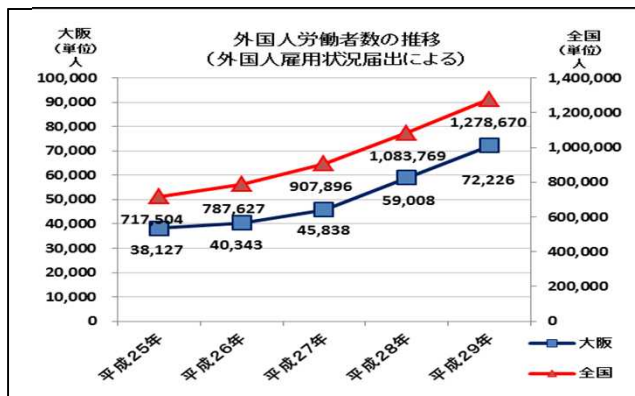
## 10 外国人雇用対策の推進

### ○ 外国人求職者に対する適切な支援を行います

- 外国人求職者への専門相談員及び通訳を効果的に配置し、適格な職業紹介、職業相談等の推進を図ります。

### ○ 外国人留学生の就職支援及び、専門的・技術的分野の外国人の就業を促進します

- 「日本再興戦略2016」及び「未来投資戦略2017」を踏まえて、外国人留学生の日本国内における就職率の向上を図るために、近畿ブロックの労働局及び関係機関と連携・協力をし、大規模な就職支援フェスタ(6月予定)や、大阪外国人雇用サービスセンターにおいてミニ面接会等を開催します。
- ビジネスインターンシップ事業を積極的に行うことにより、外国人留学生及び企業の相互理解の向上を図るとともに、外国人留学生については、在学早期段階からの就職意識啓発を行います。
- 大阪外国人雇用サービスセンターを中心に、「専門的・技術的分野」での高度外国人材の就業促進を図るとともに、大阪新卒応援ハローワーク及び西日本の留学生コーナーと連携し留学生の国内就職促進のための効果的な支援を実施します。



### ○ 外国人労働者の雇用管理の改善と適正就労を推進します

- 外国人労働者問題啓発月間(6月)における「啓発セミナー」の開催及び「外国人雇用Q&A」パンフレットを活用し、外国人労働者の適正な受け入れの推進、不法就労の防止について事業所訪問により周知・啓発を図ります。  
また外国人雇用状況届出制度の周知徹底を図るとともに、外国人指針に基づく事業主指導を計画的・効果的に実施します。



「外国人雇用状況届出制度」とは、

雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く)の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務づけている制度です。

## 11 職業訓練を活用した人材育成支援

大阪働き方改革基本方針に基づき、大阪府をはじめとした関係機関と強力な連携のもと、「女性・若者の活躍促進」「人材不足分野における人材確保」を最大の目標に「大阪府地域職業訓練実施計画」を策定し、職業訓練を活用した積極的な人材育成支援に取り組みます。

### ○ 女性及び若者の活躍促進に向けた職業訓練を拡充します

- ・ 子育て中の女性等に職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、託児サービス支援付き訓練コースや短時間(1日4～6時間)の訓練コースを拡充します。
  - \* 託児サービス支援付き訓練コース 28コース ⇒ 49コース 拡充
  - \* 短時間訓練コース 2コース ⇒ 3コース 拡充
- ・ 若者を中心とした非正規労働者等について、職業訓練を通じて安定した就職に導くため、企業実習を手厚くした若者正社員育成コースを拡充します。
  - \* 若年者正社員育成コース 定員: 500人 ⇒ 602人 拡充
- ・ 若者を中心とした非正規労働者等について、国家資格の取得により正社員就職を目指す訓練コースを新設・拡充します。
  - \* 長期高度人材育成コース 定員: 140人 ⇒ 420人 拡充



### ○ 人材不足分野における人材確保のための職業訓練を拡充します

- ・ 人材不足が深刻である「福祉(介護・保育)」分野の人材確保に向けた訓練コースを拡充します。
  - \* 保育人材養成科、保育士資格コース 定員: 40人 ⇒ 100人 拡充
- ・ 人材不足分野において、キャリアを中断した求職者等に対して、職場復帰を支援するリカレント教育訓練コースを新設します。
  - \* 福祉理美容師養成科・保育士復職応援科 定員: 80人 新設
- ・ 製造業の人材確保のため、若者に対して、ものづくり系職業訓練コースへ積極的な誘導を行います。
  - \* わかものハローワーク利用者等に対し、ものづくり企業とものづくり系職業訓練施設の見学を組み合わせたツアー型見学会を実施します。



ツアー型見学会の様子



### ○ 公的職業訓練(ハロートレーニング)の情報発信を強化します

平成28年11月17日に決定した公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング ～急がば学べ～」について、関係機関と連携の上、職業訓練がより身近なものとなるよう情報の発信に取り組みます。

- ・ ハローワーク等において、職業訓練学校説明会を定期的に開催し、詳細な職業訓練情報を提供します。
- ・ 公的職業訓練が有効と見込まれる者等(生活困窮者、ひとり親等)に対し、公的職業訓練制度を広く周知します。



# 健康が確保され安全で 安心な職場の実現

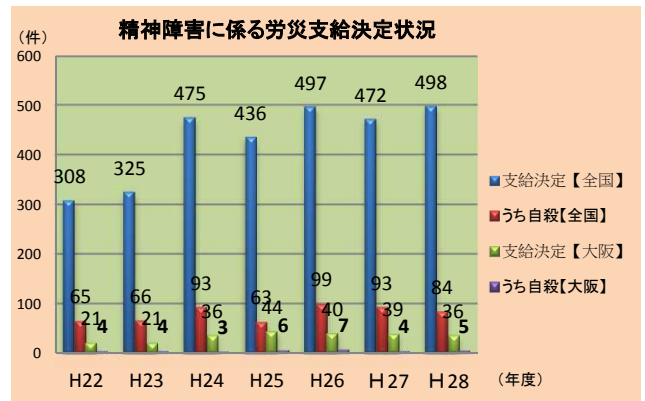
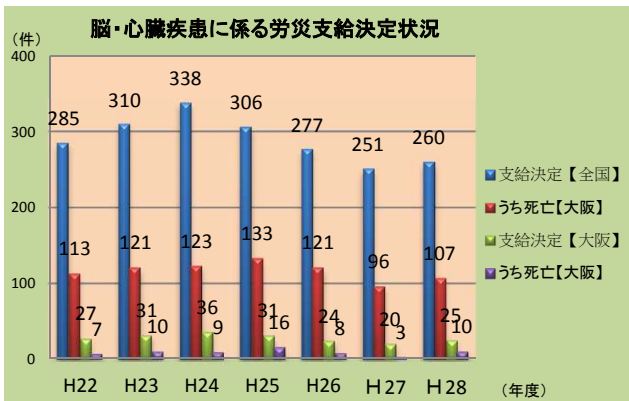
## ① 過重労働による健康障害の防止

### ○ 過重労働撲滅のための取組を実施します

過労死や過労自殺(未遂も含む)は全国で年間200件前後発生しており、長時間労働を抑制し働く人々が健康を確保しながら活躍できる環境を整備することが働き方改革実現のためにも喫緊の課題となっています。

このため、

- ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を広く周知し、企業等における労働時間の適正な把握を徹底します。
- ・月80時間を超える時間外・休日労働を行う事業場に対して監督指導を実施します。
- ・強化された企業名公表制度を活用して、効果的な監督指導を実施します。
- ・違法で重大・悪質な過重労働事案については、過重労働撲滅特別対策班(かとか)が捜査を行うなど厳正に対処します。
- ・過労死等防止対策推進シンポジウムを開催し、「過労死等の防止」を広く呼びかけます。
- ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会」及びパイロット事業の成果を活用したコンサルト事業を通じて、自動車運転者の労働条件の確保改善を図ります。
- ・貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業による労働災害防止のための荷主関係団体へ協力依頼を実施します。
- ・全ての建設工事において、適正な工期設定等を行い、長時間労働の是正等を推進することを目的とした「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」をあらゆる機会を通じて、周知します。



過重労働解消相談ダイヤルの様子

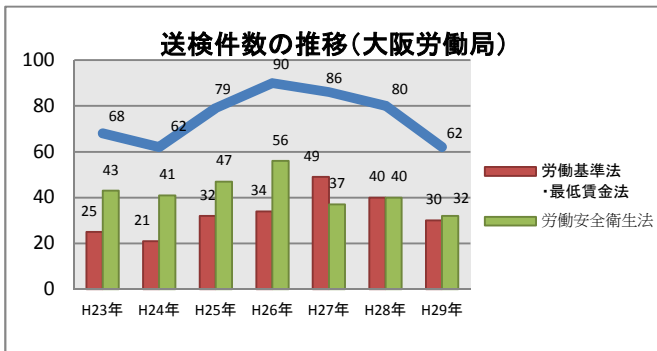
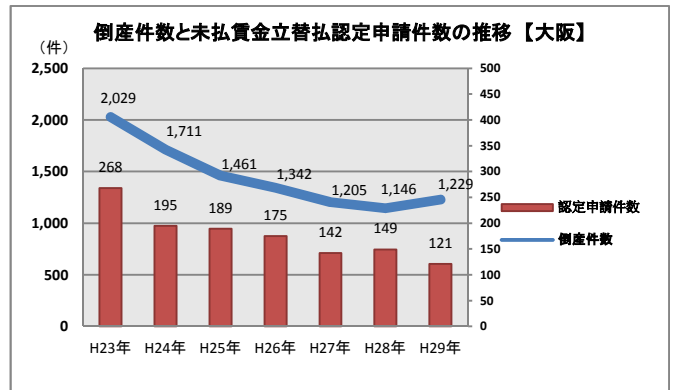
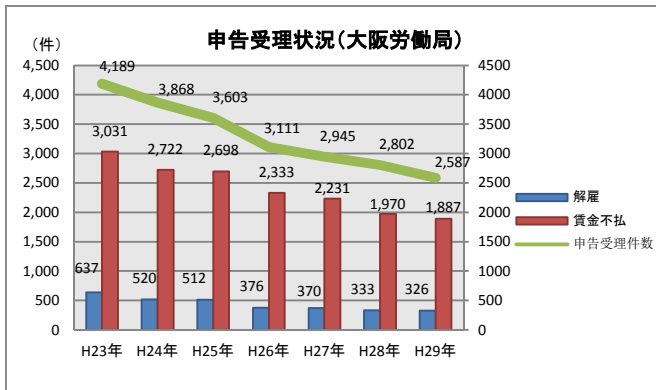
## 2 労働条件の確保・改善対策の推進

### ○ 法定労働条件の確保改善を推進します。

雇用失業情勢は堅調に推移し、倒産・未払賃金立替払申請ともに減少傾向にあるものの、依然として多数の申告・相談が寄せられていることから、法定労働基準が遵守されるよう取り組む必要があります。

このため

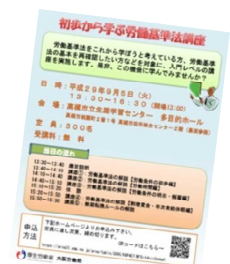
- ・ より多くの事業主、労働者に労働基準法の周知を図るため説明会を開催します。
- ・ 労働者からの申告や未払賃金立替払制度の申請に対しては、迅速・適正に必要な調査を実施し所要の対応を行います。
- ・ 労働条件の確保改善を図るために臨検監督を実施し労働基準関係法令違反に係る是正指導を行います。
- ・ 重大・悪質な事案に対しては厳正に対処し同種事案発生防止のために刑事事件として送検した事案等を積極的に公表します。
- ・ 労働時間に関する法制度の周知等を集中的に行うため、全監督署に「労働時間相談・支援コーナー」及び「労働時間改善指導・援助チーム」を設置し、特に中小規模の事業場に対して、きめ細やかな相談・支援を行います。
- ・ 時間外労働協定届を届け出していない事業場に対して、説明会の開催、個別訪問による相談等により、時間外労働協定の適正な締結の促進等を図ります。
- ・ 改正労働基準法が成立した場合においてはその内容の周知を図ります。



司法事件の記者会見の様子



初歩から学ぶ労働基準法講座の様子



### 3 最低賃金制度の適切な運営

#### ○ 最低賃金制度の適切な運営を行います

- ・ 大阪地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。
- ・ 最低賃金の改定等について周知・広報を行うとともに、監督指導等により履行確保を図ります。
- ・ 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業等への支援事業の活用促進を図ります。
- ・ 最低賃金の履行確保のため、行政機関との連携を強化します。

#### ① 最低賃金の周知広報



マスメディアを用いた周知広報を積極的に行います。

自治体と連携し、駅前大型ビジョンや電光掲示板による放映を依頼します。

地方自治体・関係団体等の広報誌に掲載を依頼します。



鉄道各社に駅構内のポスター掲示を依頼します。

#### ② 最低賃金履行確保に係る監督

	平成29年1-3月	平成28年1-3月
大阪府最低賃金	時間額883円	時間額858円
実施事業場数	816件	695件
地域別最低賃金適用事業場数	811件	681件
同違反事業場数(違反率)	122件(15.0%)	122件(17.9%)
特定最低賃金適用事業場数	5件	14件
同違反事業場数(違反率)	0件(0%)	2件(14.3%)

最低賃金の履行確保を重点にした監督指導を行います。

地域	最低賃金
大阪府 最低賃金	909円
堺市	910円
吹上区	910円
吹上区 吹上地区	912円
吹上区 吹上地区 吹上地区	914円
吹上区 吹上地区 吹上地区	926円
吹上区 吹上地区 吹上地区	930円

#### ③ 支援事業の活用促進

賃金の引上げを図っていただくため、生産性向上を支援する助成金制度等があります。

支援策の例：業務改善助成金

賃金引上げ + 設備投資、コンサル等 → 設備投資等に要した費用の一部が助成されます。

- | 助成対象となる措置の例 | 設備投資  | コンサル等   | その他  |
|-------------|---|---|--|
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> <li>▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 店舗改装による配膳時間の短縮</li> </ul> |

【助成金の概要】

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内最低賃金<sup>※</sup>の引上げを図るための制度です。  
<sup>※</sup>事業場内最低賃金＝事業場内で最も低い賃金(時給換算1,000円未満で、その額を引上げた場合に本助成金を支給)

#### ④ その他の取組



大阪市契約管財局と最低賃金にかかる情報提供に関する協定を締結しました。

## ○ 死亡災害の撲滅を目指した対策を推進します

建設業、製造業については、死亡災害を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させます。

- 建設業においては、死亡災害の半数を占める墜落・転落災害を防止するため、安全帯の使用の徹底と高所作業における墜落時の衝撃を緩和するフルハーネス型安全帯使用の促進等を勧める「命綱GO活動」(いのち つなごう活動)を引き続き展開します。
- 危険体感教育や現場送り出し教育等、それぞれの特性に応じた安全衛生教育の徹底を図るとともに、安全作業のキーマンとなる職長、安全衛生責任者の資質向上のため、能力向上教育に準じた教育受講を促進します。
- はさまれ・巻き込まれ災害、クレーン等災害、フォークリフト災害の防止を図るため、原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、災害防止対策の構築に当たり、リスクアセスメントとそれに基づくリスク低減措置の実施を指導します。



ハーネス型安全帯につられた状態を体感



## ○ 労働者の健康確保対策等を推進します

ストレスチェックに取り組んでいる、労働者数50人以上の事業場の割合を、2022年までに90%以上とします。  
ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した事業場の割合を、2022年までに85%以上とします。

- ストレスチェックの未受検者を無くすことや面接指導等を申しやすい職場環境づくり、集団分析結果を活用した職場環境改善など、総合的なメンタルヘルス対策に取り組むよう指導します。
- 小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組のため、大阪産業保健総合支援センターが実施する各種支援について情報提供を行います。
- 職場のパワーハラスメントの防止のため、働き方改革実行計画を受けて開催される有識者と労使関係者からなる検討会の検討結果を踏まえて、パワーハラスメント対策について周知啓発します。

## — ストレスチェック制度の実施手順 —

ストレスチェック制度の目的は、  
・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと  
・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること  
などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび面接指導の実施状況の報告  
※義務

労働基準監督署に  
実施結果報告書を提出

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析  
（※努力義務）

個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

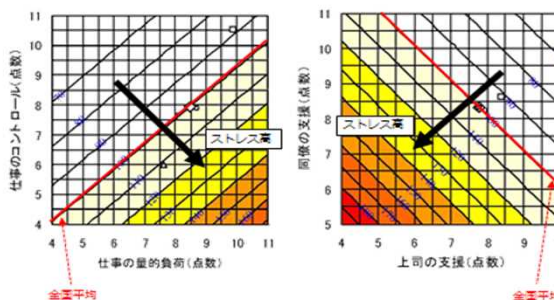
職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析することにより、高ストレスの労働者が多い部署が明らかになります。職場のストレスを低減させるため、できるだけ実施するようにしましょう。

## 集りごとの集計・分析結果のイメージ

「職業性ストレス簡易調査票」に基づく「仕事のストレス判定図」による集団分析例  
※全国平均と職場ごとの平均を比較して、問題の有無を把握



## ○ 減少がみられない災害への対策を推進します

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させます。

- 小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められることから、小売業及び飲食店の本社を対象に平成29年度から実施している連絡会議を継続的に実施するとともに、百貨店等大規模商業施設を対象とした災害防止協議会を開催します。
- 陸上貨物運送事業における労働災害の3分の2が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号)【荷役ガイドライン】に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図ります。
- 転倒災害については、4S(整理、整頓、清掃、清潔)、安全の見える化、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図るとともに、作成予定の転倒災害防止に係るeラーニング教材を提供し、事業者に対する支援を行います。



$$\text{年千人率} = \frac{\text{一年間の死傷者数}}{\text{一年間の平均労働者数}} \times 1000$$

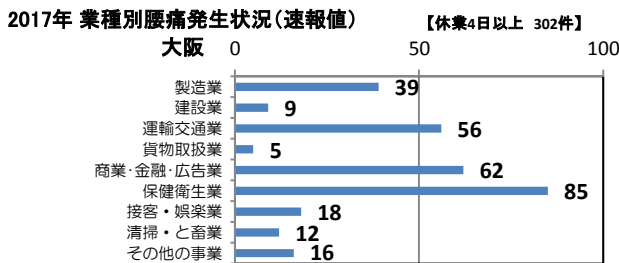
労働者1,000人当たり一年間に何人の死傷者があったかを示す災害発生率のひとつ



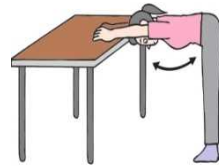
全体に占める「第三次産業」の割合は増加しており、全体の約半数を占める。

保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させます。

- 安全衛生教育の確実な実施に加え、ストレッチを中心とした腰痛予防体操を推進するため「職場における腰痛予防対策指針」の徹底を図ります。
- 地方自治体と連携し、介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加等を推奨するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入を促進するよう指導します。

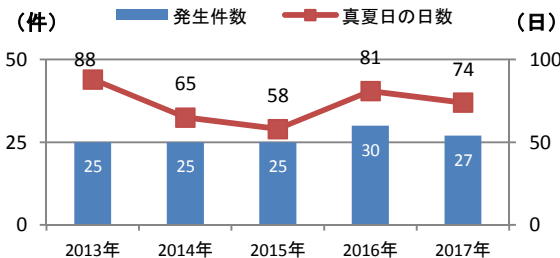


### ストレッチの例



上半身のストレッチ  
腰を曲げ、テーブルに手を置き、20~30秒間姿勢を維持し、背中を1~3回伸ばします。

### 熱中症の発生件数と真夏日の日数(大阪市)



職場での熱中症による死傷災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で20%以上減少させます。

- 暑熱な環境になる早い時期からの計画的に対策に着手するとともに熱中症が発生しやすい夏季休暇後の熱への順化対策や暑熱な環境下における予防意識の高揚が必要であること等について、労使の理解を促進します。
- 十分な休養や水分、塩分の補給等を講じさせ作業員本人が体調不良を自覚し、異変を申し出しやすい環境を作るように啓発します。





## ○ 疾病を抱える労働者等の健康確保対策を推進します

疾病を抱える労働者が治療と職業生活が両立できる職場環境の整備を支援します。

- ・ 治療に対し配慮する事項を盛り込んだ「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を周知します。
- ・ 地方自治体、関係団体等で構成する大阪府地域両立支援推進チームの活動等を通して、企業、医療機関等関係者の連携に取り組みます。
- ・ 事業者への支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進めるため、「両立支援コーディネーター」の活用を促進します。

また、疾病を予防することにより全ての労働者が健康で働けるよう取り組みます。

- ・ 健康診断結果を踏まえた就業上の措置等の実施を指導します。
- ・ 経営トップによる健康管理の取組方針の表明等を通じた企業の積極的な取組を促進します。

### 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

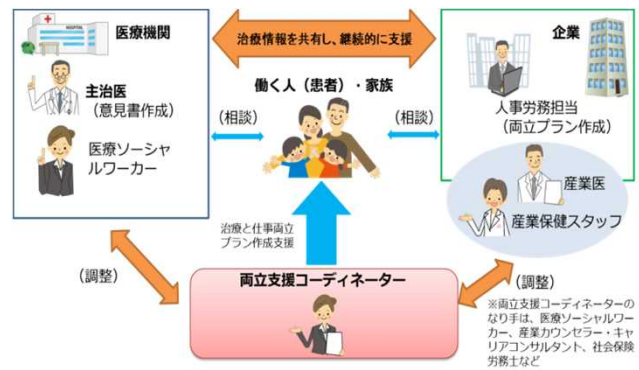
- 健康診断の実施(労働安全衛生法第66条第1項)
- 二次健康診断の受診勧奨等
  - 一定の健診項目に異常の所見があると診断された労働者が受診(労働者災害補償保険法第26条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断)
- 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取
  - ・意見を聴く医師等
  - ・医師等に対する情報の提供
  - ・意見の内容
  - ・意見の聴取の方法と時期
- 就業上の措置の決定等(労働安全衛生法第66条の5)
  - 医師等の意見を勘案し、必要があると認められるときは、その労働者の実情を勘案して、就業場所の変更、作業転換、労働時間の短縮等の措置を講じる。
- その他の留意事項
  - ・健康診断結果の通知
  - ・保健指導
  - ・再検査又は精密検査の取扱い
  - ・健康情報の保護
  - ・健康診断結果の記録の保存

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- ・治療と職業生活の両立について  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>
- ・事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(パンフレット)  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000116659.pdf>
- ・健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/100331-1.a.pdf>

### 治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議



## ○ 化学物質等による健康障害防止対策を推進します

職場における化学物質管理のため、危険有害性を有するとされる化学物質のうち、義務化されていない化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とします。

- ・ 事業者意識の向上を図り、「ラベルでアクション」運動に確実に取り組むよう指導します。
- ・ 危険性又は有害性が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、化学物質の有害性情報を理解し、適切な措置が講じられるよう指導します。



石綿(アスベスト)による健康障害を防止します。

- ・ 解体工事に係る未届工事や管理上問題が認められる事業場について、届出や石綿ばく露防止対策等を徹底するよう指導します。
- ・ 石綿による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業の廃止後も含め、こうした情報が確実に保存されるようあらゆる機会を捉えて周知します。



## ○ 「リスク“ゼロ”大阪推進運動」を展開します

- 工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜むリスクの洗い出しを行い、これに基づき設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策の徹底により、災害のリスクをなくし、「正規」「非正規」等の区別無く、健康が確保され安全・安心な職場の実現のため、5つの活動を展開します。

### 《安全見える化活動》

工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な職場の実現を図ります。

上り下りの方向を定めるとともに、下りの残り段数をカウントダウンした。



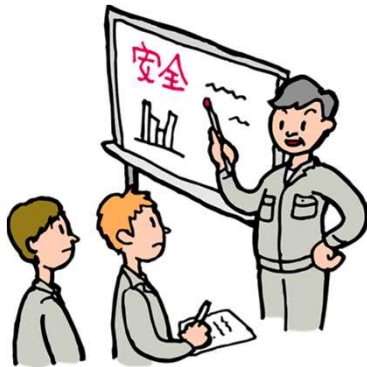
階段

第12次労働災害防止計画期間に収集した「安全の見える化」事例を編集することにより、業種別「安全見える化事例集」を作成し、簡易かつ安価な災害防止対策として周知啓発します。



倉庫

荷物の積み上げ高さを表示するとともに、制限高さにバーをつり下げた。



### 《安全Study活動》

指示された作業を適正に行うだけの教育ではなく、自ら考えて行動できる(考勤)教育の実施を推進します。また、高年齢労働者、非正規雇用労働者等については、身体機能の低下や作業に不慣れなことなどによる災害の発生を防止するため、雇入れ時教育や危険体感教育等、それぞれの特性に応じた教育の実施を推進します。

### 《リスク評価推進活動》

危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行うリスクアセスメントを広く定着させるための取組を促進します。



### 《命綱GO活動(いのちつなごう)》

安全帯(別名命綱(いのちづな))を確実に使用することで、墜落・転落により命を落とすことなく、命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、安全帯の使用の徹底を図ります。

### 《今日も一日ご安全に活動》

重篤な災害は少ないが休業件数の多い第三次産業を対象に、建設現場や工場などで広く挨拶に用いられる「ご安全に」を「私はケガをせず無事に帰宅します・私は仲間の作業の安全を確認します」という意味合いを込めて、「ご安全に」の挨拶を普及させることで、店舗内等における労働災害防止を図ります。

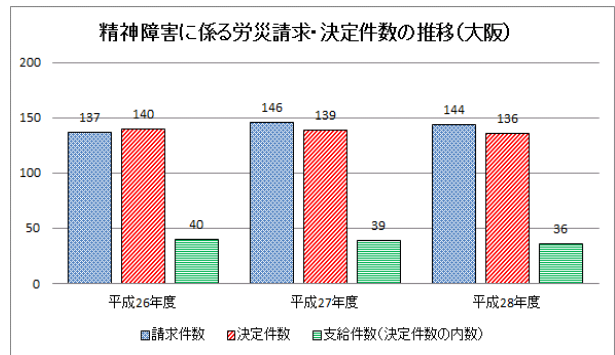
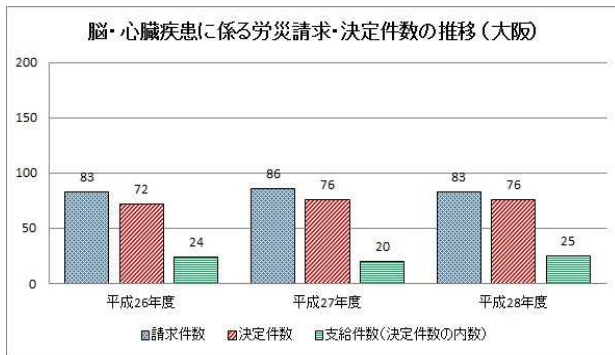
ご安全に!!



## 5 労災補償対策の推進

### ○ 迅速・適正な労災補償を実施します

- ・ 過労死等事案(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求件数は依然として高水準で推移しています。
- ・ 過労死等事案の事務処理に当たっては、監督・安全衛生担当部署への情報提供を確実に実施するとともに、認定基準等に基づき迅速・適正な処理を一層推進します。
- ・ 労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行います。



### ○ 石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の更なる周知の徹底を行います

- ・ 毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場を公表しています。(全国)  
※ 平成17年7月の第1回公表以来、平成28年度分で、延べ12,324事業場を公表しました。
- ・ 石綿関連請求件数は年間100件以上の高水準で推移しており、労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の周知・広報に努め、石綿による疾病についての労災請求等の一層の促進を図ります。



## 6 労働保険未手続事業一掃対策・電子申請(労働保険関係)の利用促進・労働保険料等の適正徴収

### ○ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進を行います

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば、適用事業となり、事業主は成立(加入)手続を行い、労働保険料を国へ納付しなければなりません。しかしながら、適用事業であるにもかかわらず、労働保険に未加入の事業場があります。これは、「費用負担の公平性の確保及び労働者の福祉の向上」からも無くさなければなりません。

大阪労働局では事業主団体、府・市区町村、関係団体及び働き方改革包括連携協定金融機関を通し、労働保険制度のより一層の理解・周知を図るためのPR活動を展開しています。また、他の行政機関等より未手続事業の情報を収集し、個別訪問等を実施し加入手続き指導を行っています。

特に度重なる加入指導にもかかわらず、成立(加入)手続を自主的に行わない事業主には、職権による成立を実施しています。

労働局・監督署・ハローワークが一体となって、労働保険未手続事業の一掃に取り組みます。



手続き指導による成立件数及び労災・雇用保険適用事業場数の推移(大阪)

## ○ 労働保険関係手続について電子申請の更なる利用促進を図ります

労働保険関係の申請・届出手続に係る電子申請の利用件数は、年々増加しているものの未だに低調であり、利用率の向上を図ることが課題となっているところです。

このため、労働保険適用・事務組合課では、政府目標の「世界最先IT国家創造宣言」に基づく「GDP600兆円経済」の実現に向け、事業者の行政手続きコストの20%削減を目標とした「行政手続きコスト削減のための基本計画」により、様々な機会を活用して事業主等に電子申請の利便性をPRし、労働保険関係手続の電子申請の周知啓発に努め、更なる利用促進を図ります。

※注) 利用率は、最も利用率の高い年度更新時のデータを使用しています。

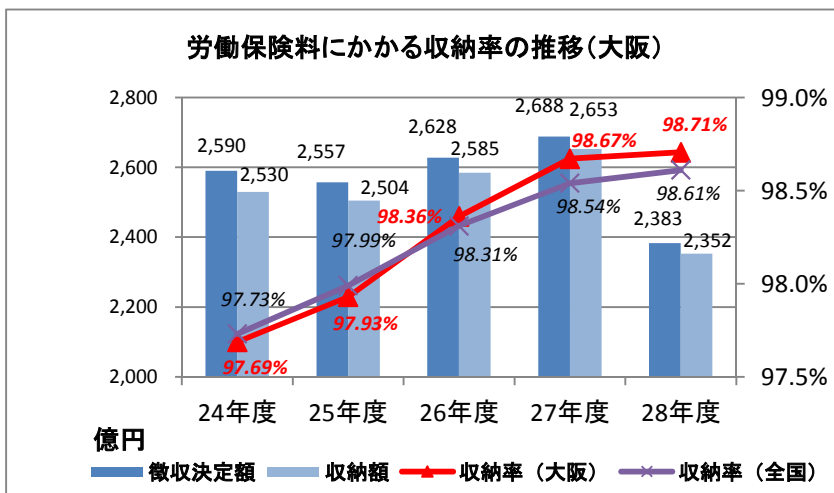


労働保険関係手続件数の状況及び労働保険関係手続における電子申請利用率の推移(大阪)

## ○ 全国平均以上の収納率を目指します

・平成28年度における労働保険料の収納率は、前年度に引き続き3年連続で全国平均(98.61%)を超えることができましたが、費用負担の公平性及び労働者の福祉の向上等の観点から引き続き収納率の向上が課題となっています。

このため、労働保険徴収課においては、全国平均を超える収納率の向上のため「口座振替による納付」を「働き方改革にかかる包括連携協定」を結んだ金融機関から事業主へ情報提供を依頼するなどの周知・勧奨するとともに、納入督促に応じない滞納事業主に強制措置を実行します。



平成28年度の雇用保険料率が前年度より引き下げられ、徴収決定額は約300億円減少した。



**事業主の皆様へ**  
**労働保険料の納付は**  
**ゆとりの口座振替で**  
**保険料の引き落としに最大**  
**約2か月ゆとりができます**

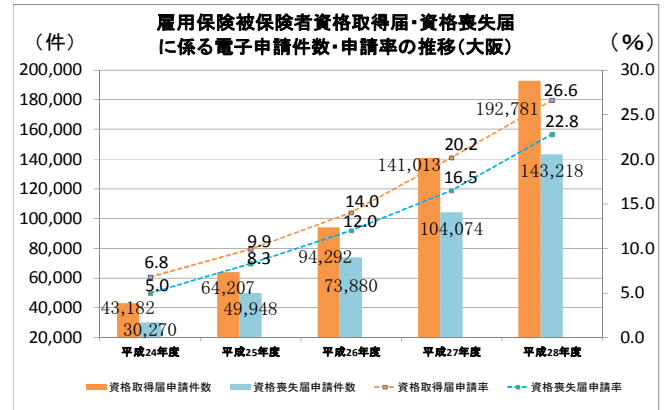
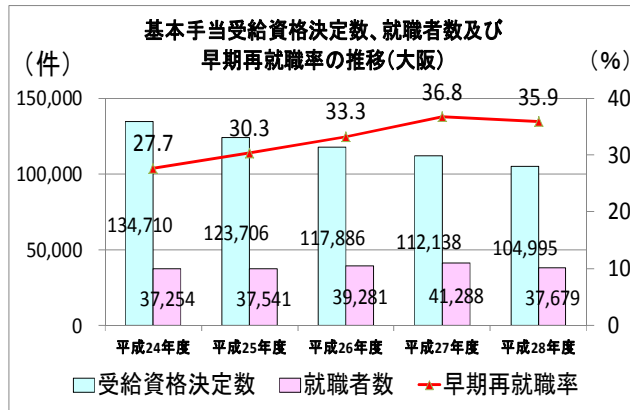
## 7 雇用保険制度の安定的運営

### ○ 受給資格者の早期再就職を促進します

- ・雇用保険受給者の早期再就職者数向上を目標に掲げ、より一層推進していきます。
- ・雇用保険受給者が減少する中、各受給者に合ったサービスを提供できるよう、より積極的に職業相談窓口への誘導を行っていきます

## ○ 電子申請のさらなる利用促進のため、充実した利用勧奨と速やかな届出処理を実施します

- 電子申請のメリットを強調した周知・広報を行うとともに、雇用保険の申請件数が多い事業主等に対し説明会を実施します。  
また、社会保険労務士を雇用保険電子申請アドバイザーとして委嘱し、電子申請未利用の事業主に対し、直接利用勧奨を行っています。
- 速やかな届出処理をするため、電子申請事務センターの体制を強化し、「早い・便利・安心」をスローガンに、電子申請の利用率向上を目指します。

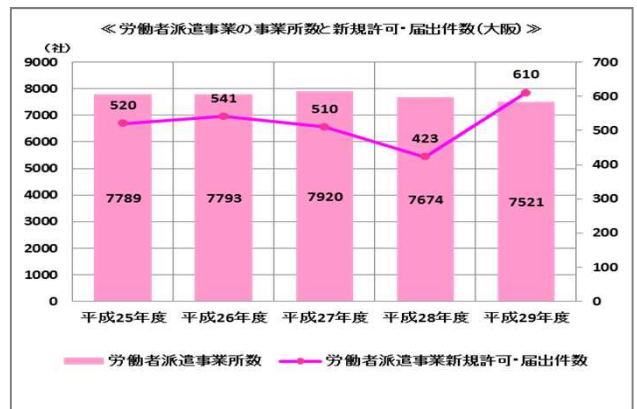


## 8 労働力需給調整事業の適正な運営の促進

### ○ 労働力需給調整事業の適正な運営の確保に努めます

労働者派遣事業・職業紹介事業については、労働力の需給調整を図るための制度として一定の役割を果たしているところですが、その一方で、無許可・無届により事業を行うなど違法な事案も見受けられます。このような状況を踏まえて、以下の内容に取り組みます。

- 許可後の説明会や労働者派遣セミナーの開催等を通じて、労働者派遣事業や職業紹介事業を行う事業者及び派遣労働者等に対して、労働者派遣法をはじめとする法制度の周知徹底を図ります。
- 労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者に対して適切な調査確認を行います。
- 引き続き (旧) 特定労働者派遣事業者の早期許可申請を促します。
- 事業者が労働者派遣法、職業安定法等の法令を遵守し、需給調整機能を十分に発揮できるよう、的確な指導監督を行います。
- 派遣労働者からの苦情・相談に対して、迅速かつ適切に対応し、積極的な支援を行います。



## ○ 派遣労働者の待遇改善を推進します

派遣労働者に関する均等・均衡待遇の確保等について、事務系派遣業の有志企業と派遣労働者を組織する労働組合を構成メンバーとする「派遣労働に関する作業部会」において、地域の実情を踏まえた自由な議論により問題点や方向性を共有し、課題方策の検討を進めていきます。



第1回大阪働き方改革推進会議  
「派遣労働に関する作業部会」



派遣先及び改正職業安定法セミナー



(旧)特定労働者派遣事業を営む事業者を  
対象とした許可申請説明会

## 9 個別労働関係紛争解決の促進

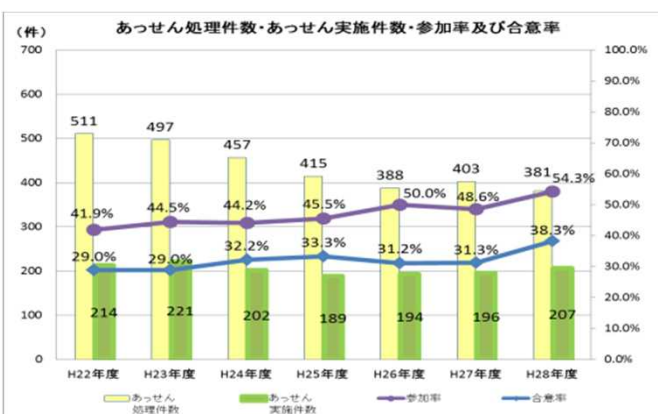
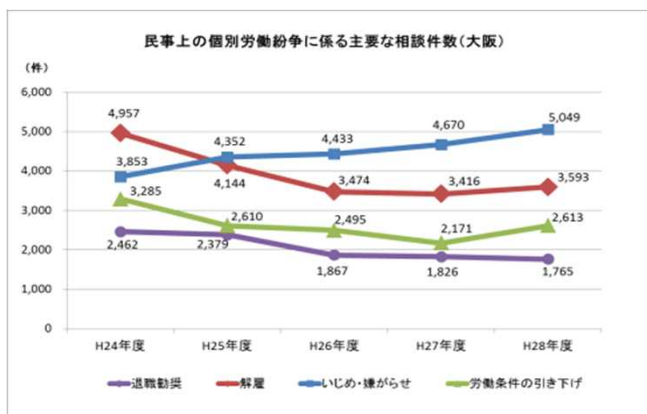
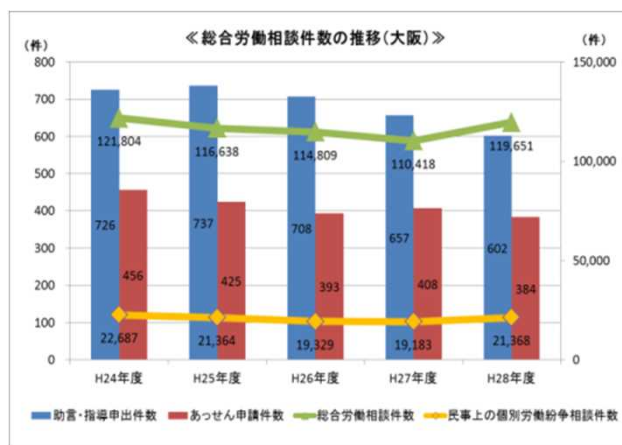
### ○ 適切かつ積極的な相談、助言・指導及びあっせんを実施します

総合労働相談件数および民事上の個別労働紛争相談件数とも高止まりし、いじめ・嫌がらせの相談の増加など、問題が複雑困難化しています。

このため、総合労働相談コーナーでは、労働問題のワンストップサービスの拠点として労働契約法など関連する法令・判例の情報提供を行います。

また、労働局長による「助言・指導」や紛争調整委員会による「あっせん」により、民事上の個別労働関係紛争の解決を促進します。

(総合労働相談コーナーはP33参照)



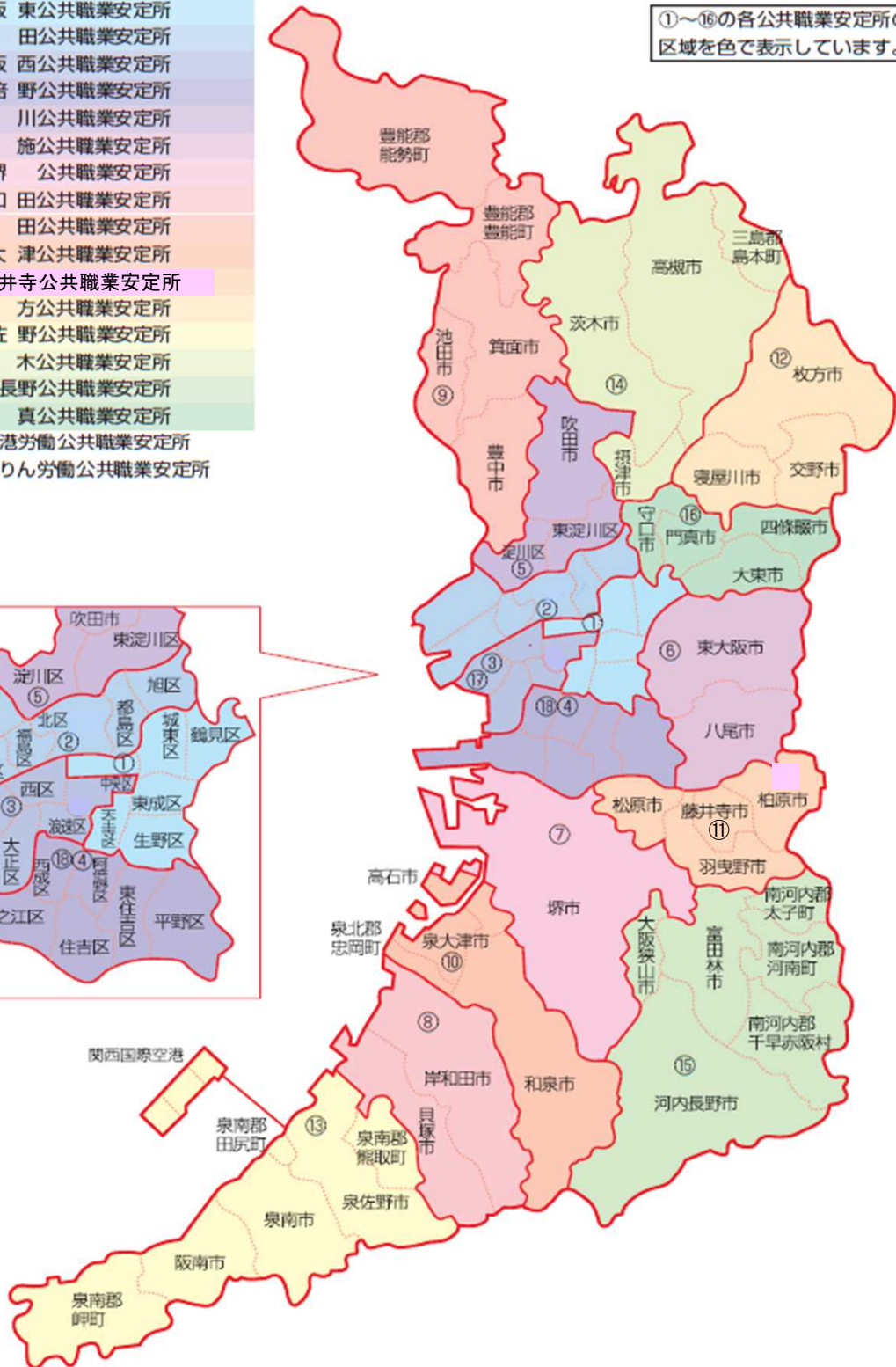
### ○ 関係機関・団体との連携強化に取り組みます。

- ・ 労働局をはじめ司法機関、行政機関、民間団体等が運用する個別労働紛争解決制度の特徴を利用者に周知し、認識を深めていただくために、これら機関が合同参加する労働相談会を開催します。
- ・ 関係機関の窓口相談員が、各機関の制度や特徴について理解を深め、利用者のニーズに応じて円滑な取次ぎ・案内が出来るよう、合同での研修を実施します。

## 公共職業安定所（ハローワーク）の管轄及び位置図

- ①大阪 東公共職業安定所
- ②梅田公共職業安定所
- ③大阪 西公共職業安定所
- ④阿倍野公共職業安定所
- ⑤淀川公共職業安定所
- ⑥布施公共職業安定所
- ⑦堺公共職業安定所
- ⑧岸和田公共職業安定所
- ⑨池田公共職業安定所
- ⑩泉大津公共職業安定所
- ⑪藤井寺公共職業安定所
- ⑫枚方公共職業安定所
- ⑬泉佐野公共職業安定所
- ⑭茨木公共職業安定所
- ⑮河内長野公共職業安定所
- ⑯門真公共職業安定所
- ⑰大阪港労働公共職業安定所
- ⑱あいりん労働公共職業安定所

①～⑱の各公共職業安定所の管轄区域を色で表示しています。



# 公共職業安定所(ハローワーク)・出先機関 所在地一覧

## ● 公共職業安定所(ハローワーク)

名称	所在地	電話番号	ご利用時間	
大阪東	管轄区域	大阪市中央区農人橋2-1-36 ビップビル1~3階 大阪市のうち中央区(大阪西の管轄区域を除く)・東成区・天王寺区・城東区・鶴見区・生野区	06-6942-4771	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階 大阪市のうち北区・都島区・旭区・此花区・福島区・西淀川区	06-6344-8609	8:30~19:00(月~金) 10:00~17:00(土・日・祝休日) (年末年始休み)
大阪西	管轄区域	大阪市港区南市岡1-2-34	06-6582-5271	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	ハローワークプラザ 難波求人コーナー	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4階	06-6214-9226	10:00~18:00(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	大阪市のうち西区・浪速区・港区・大正区・中央区のうち安堂寺町・上本町西・東平・上汐1~2丁目・中寺・松屋町・瓦屋町・高津・南船場・島之内・道頓堀・千日前・難波千日前・難波・日本橋・東心斎橋・心斎橋筋・西心斎橋・宗右衛門町・谷町6~9丁目		
阿倍野	管轄区域	大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-4399-6007	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	職業紹介コーナー (ルシアス庁舎)	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアスオフィス棟8階	06-6631-1675	10:00~18:30(月~金) 10:00~18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	大阪市のうち阿倍野区・西成区・住吉区・平野区・住之江区・東住吉区		
淀川	管轄区域	大阪市淀川区十三本町3-4-11 大阪市のうち東淀川区・淀川区・吹田市	06-6302-4771	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4階 東大阪市・八尾市	06-6782-4221	8:30~18:00(月~金) 10:00~18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
堺	管轄区域	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1~3階	072-238-8301	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	職業紹介コーナー (堺東駅前庁舎)	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店9階	072-340-0944	10:00~18:30(月~金) 10:00~18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	堺市		
岸和田	管轄区域	岸和田市作才町1264 岸和田市・貝塚市	072-431-5541	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	池田市栄本町12-9 池田市・豊中市・箕面市・豊能郡	072-751-2595	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
泉大津	管轄区域	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪2階 泉大津市・和泉市・高石市・泉北郡	0725-32-5181	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	藤井寺市岡2-10-18 DH藤井寺駅前ビル3階 柏原市・松原市・羽曳野市・藤井寺市	072-955-2570	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
枚方	管轄区域	枚方市岡本町7-1 ビオルネ・イオン枚方店6階 枚方市・寝屋川市・交野市	072-841-3363	8:30~17:15(月~金) 10:00~18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	泉佐野市上町2-1-20 泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡	072-463-0565	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
茨木	管轄区域	茨木市東中条町1-12 茨木市・高槻市・摂津市・三島郡	072-623-2551	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	河内長野市昭栄町7-2 河内長野市・富田林市・大阪狭山市・南河内郡	0721-53-3081	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
門真	管轄区域	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2階 守口市・大東市・門真市・四條畷市	06-6906-6831	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	大阪市港区築港1-12-18 大阪市西成区萩之茶屋1-3-44	06-6572-5191 06-6649-1491	

※ 平日17:15以降及び土曜日・日曜日・祝休日はパソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取扱となります。  
(雇用保険関係業務、職業訓練関係業務及び求人関係業務は取り扱っていません。)

※ 年末年始: 12月29日~1月3日



# 公共職業安定所(ハローワーク)・出先機関 所在地一覧

## ● 出先機関

名称	所在地	電話番号	ご利用時間
大阪新卒応援ハローワーク	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階	06-7709-9455	10:00～18:30(月～金) 10:00～18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
大阪わかものハローワーク	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階	06-7709-9470	10:00～18:30(月～金) 10:00～18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
大阪外国人雇用サービスセンター	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階	06-7709-9465	10:00～18:00(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
大阪マザーズハローワーク	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4階	06-7653-1098	10:00～18:30(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
堺マザーズハローワーク	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店9階	072-340-0964	10:00～18:30(月～金) 10:00～18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
あべの・わかものハローワーク	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアスオフィス棟10階	06-4396-7380	10:00～18:30(月～金) 10:00～18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
ハローワークプラザ難波	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4階	06-6214-9200	10:00～18:30(月～金) 10:00～18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
ハローワークプラザ泉北	堺市南区茶山台1-2-3(1階)	072-291-0606	9:00～17:00(月～土) (日・祝休日・年末年始休み)
ハローワークプラザ千里	豊中市新千里東町1-4-1 阪急千里中央ビル10階	06-6833-7811	10:00～18:00(月～土) (日・祝休日・年末年始休み)
高槻市地域職業相談室 (ワークサポートたかつき)	高槻市紺屋町1-2 クロスパル高槻(総合市民交流センター)5階	072-684-1112	10:00～18:00(月～土) (日・祝休日・年末年始休み)
八尾市地域職業相談室 (八尾市ワークサポートセンター)	八尾市光町2-60 西武パーキングビル1階	072-929-3400	10:00～18:00(月～土) (日・祝休日・年末年始休み)
大東市地域職業相談室 (ワークサポート大東)	大東市住道2-2 大東サンメイツ2番館4階	072-874-8733	10:00～18:00(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
●以下の施設は、地方自治体と一体的に実施する職業紹介施設です。			
OSAKAしごとフィールド 大阪東ハローワークコーナー	大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館2階	06-7669-9571	10:00～18:30(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
しごと情報ひろば天下茶屋 阿倍野ハローワークコーナー	大阪市西成区岸里1-1-10	06-7655-5874	9:30～19:00(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
ハローワークin西淀川 しごと情報ひろば西淀川	大阪市西淀川区御幣島1-2-10 西淀川区役所1階	06-7668-0150	9:00～17:30(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
しごと情報ひろば平野 阿倍野ハローワークコーナー	大阪市平野区背戸口3-8-19 平野区役所1階	06-7668-9180	9:00～17:30(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
さかいJOBステーション 堺ハローワークコーナー	堺市堺区中瓦町2-3-24 博愛ビル2階	072-340-2603	10:00～19:00(月～金) (求人受付は17:15まで) (土・日・祝休日・年末年始休み)
ねやがわシティ・ステーション ハローワーク枚方 職業紹介コーナー	寝屋川市早子町16-11-101 京阪寝屋川市駅南口1階	072-391-6850	9:00～17:00(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
アゼリア柏原 ハローワークコーナー (ハローワーク藤井寺 職業紹介コーナー)	柏原市上市1-2-2 アゼリア柏原6階	072-972-0082	9:00～17:00(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)

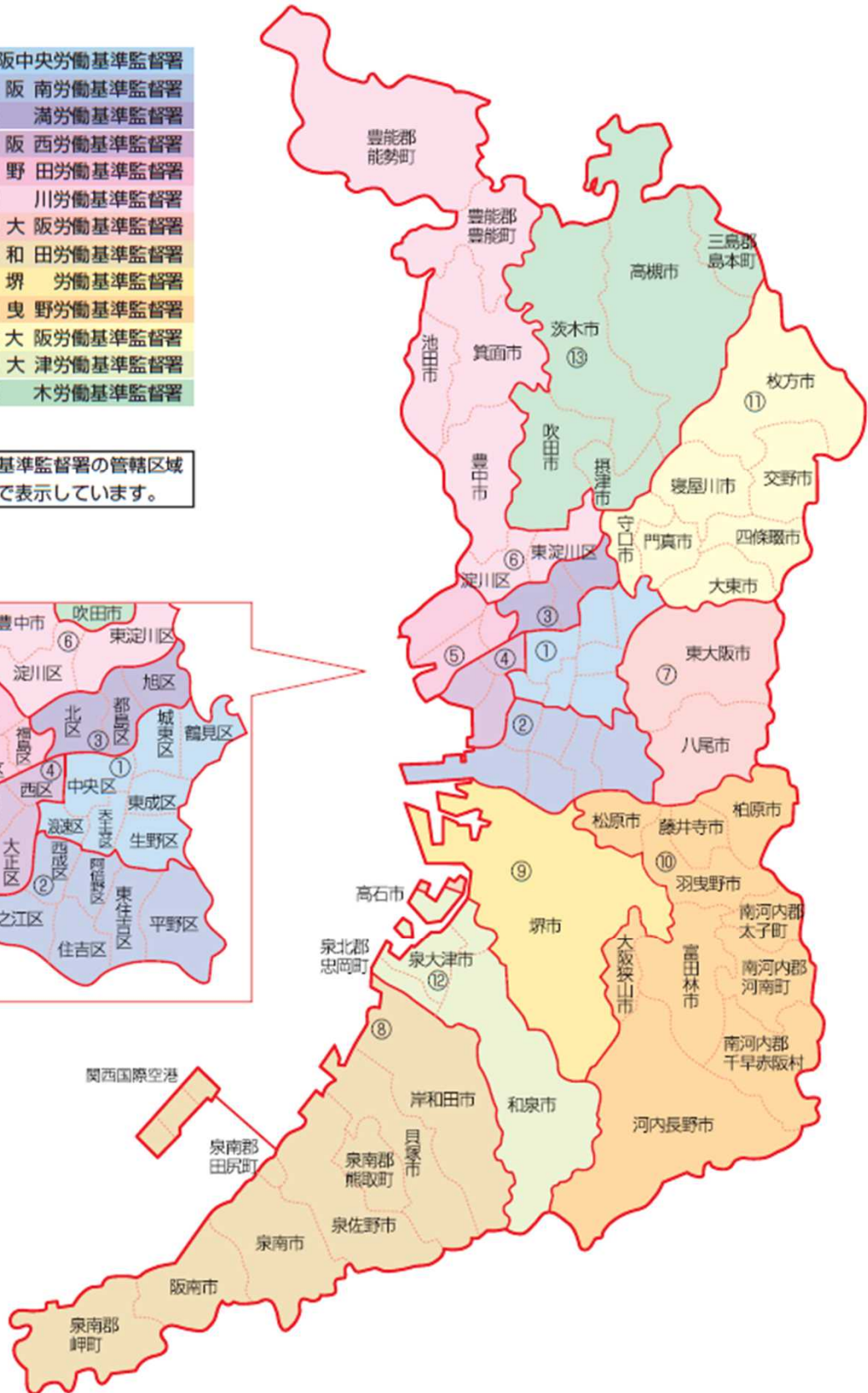
※年末年始: 12月29日～1月3日

※出先機関では、雇用保険関係業務は取り扱っておりません。

# 労働基準監督署の管轄及び位置図

- ①大阪中央労働基準監督署
- ②大阪南労働基準監督署
- ③天満労働基準監督署
- ④大阪西労働基準監督署
- ⑤西野田労働基準監督署
- ⑥淀川労働基準監督署
- ⑦東大阪労働基準監督署
- ⑧岸和田労働基準監督署
- ⑨堺労働基準監督署
- ⑩羽曳野労働基準監督署
- ⑪北大阪労働基準監督署
- ⑫泉大津労働基準監督署
- ⑬茨木労働基準監督署

労働基準監督署の管轄区域を色で表示しています。



# 労働基準監督署・相談コーナー 所在地一覧

## ● 労働基準監督署

名称	所在地	電話番号（ダイヤルイン番号）	開庁時間
大阪中央	大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 大阪中央労働総合庁舎4・5階	(総合労働相談)06-7654-1176 (監督)06-7669-8726	8:30~17:15 (月~金)  総合労働相談 9:00~17:00  (土・日・祝休日・年末年始は閉庁)
	管轄区域	大阪市のうち中央区・東成区・城東区・天王寺区・浪速区・生野区・鶴見区	
大阪南	大阪市西成区玉出中2-13-27	(総合労働相談)06-7655-1115 (監督)06-7688-5580	
	管轄区域	大阪市のうち住之江区・住吉区・西成区・阿倍野区・東住吉区・平野区	
天満	大阪市北区天満橋1-8-30 OAPタワー7階	(総合労働相談)06-7658-4564 (監督)06-7713-2003	
	管轄区域	大阪市のうち北区・都島区・旭区	
大阪西	大阪市西区北堀江1-2-19 アステリオ北堀江ビル9階	(総合労働相談)06-7664-3840 (監督)06-7713-2021	
	管轄区域	大阪市のうち西区・港区・大正区	
西野田	大阪市此花区西九条5-3-63	(総合労働相談)06-7222-3013 (監督・安衛)06-7669-8787	
	管轄区域	大阪市のうち此花区・西淀川区・福島区	
淀川	大阪市淀川区西三国4-1-12	(総合労働相談)06-7668-0037 (監督)06-7668-0268	
	管轄区域	大阪市のうち東淀川区・淀川区・池田市・豊中市・箕面市・豊能郡	
東大阪	東大阪府若江西新町1-6-5	(総合労働相談)06-7655-6431 (監督)06-7713-2025	
	管轄区域	東大阪府・八尾市	
岸和田	岸和田市岸城町23-16	(総合労働相談)072-449-8740 (監督)072-498-1012	
	管轄区域	岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡	(安衛)072-498-1013 (労災)072-498-1014
堺	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎3階	(総合労働相談)072-340-4038 (監督)072-340-3829	
	管轄区域	堺市	(安衛)072-340-3831 (労災)072-340-3835
羽曳野	羽曳野市菅田3-15-17	(総合労働相談)072-942-4520 (監督・安衛)072-942-1308	
	管轄区域	富田林市・河内長野市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・南河内郡	(労災)072-942-1309
北大阪	枚方市東田宮1-6-8	(総合労働相談)072-391-2953 (監督)072-391-5825	
	管轄区域	守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市	(安衛)072-391-5826 (労災)072-391-5827
泉大津	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪6階	(総合労働相談)0725-27-0898 (監督・安衛)0725-27-1211	
	管轄区域	泉大津市・和泉市・高石市・泉北郡	(労災)0725-27-1212
茨木	茨木市上中条2-5-7	(総合労働相談)072-604-5491 (監督)072-604-5308	
	管轄区域	茨木市・高槻市・吹田市・摂津市・三島郡	(安衛)072-604-5309 (労災)072-604-5310

## ● 総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナー	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階 大阪労働局雇用環境・均等部指導課内	フリーダイヤル ☎0120-939-009(注1)  *大阪府外及び携帯電話、IP電話等からは 06-7660-0072	9:00~17:00(月・水~金) 9:00~18:00(火)(注2) (土・日・祝休日・年末年始は閉庁)
------------	--	--	---

各労働基準監督署内にも総合労働相談コーナーを併設（開設時間 9:00~17:00）

(注1) 大阪府外及び携帯電話、IP電話等からはご利用になれません。

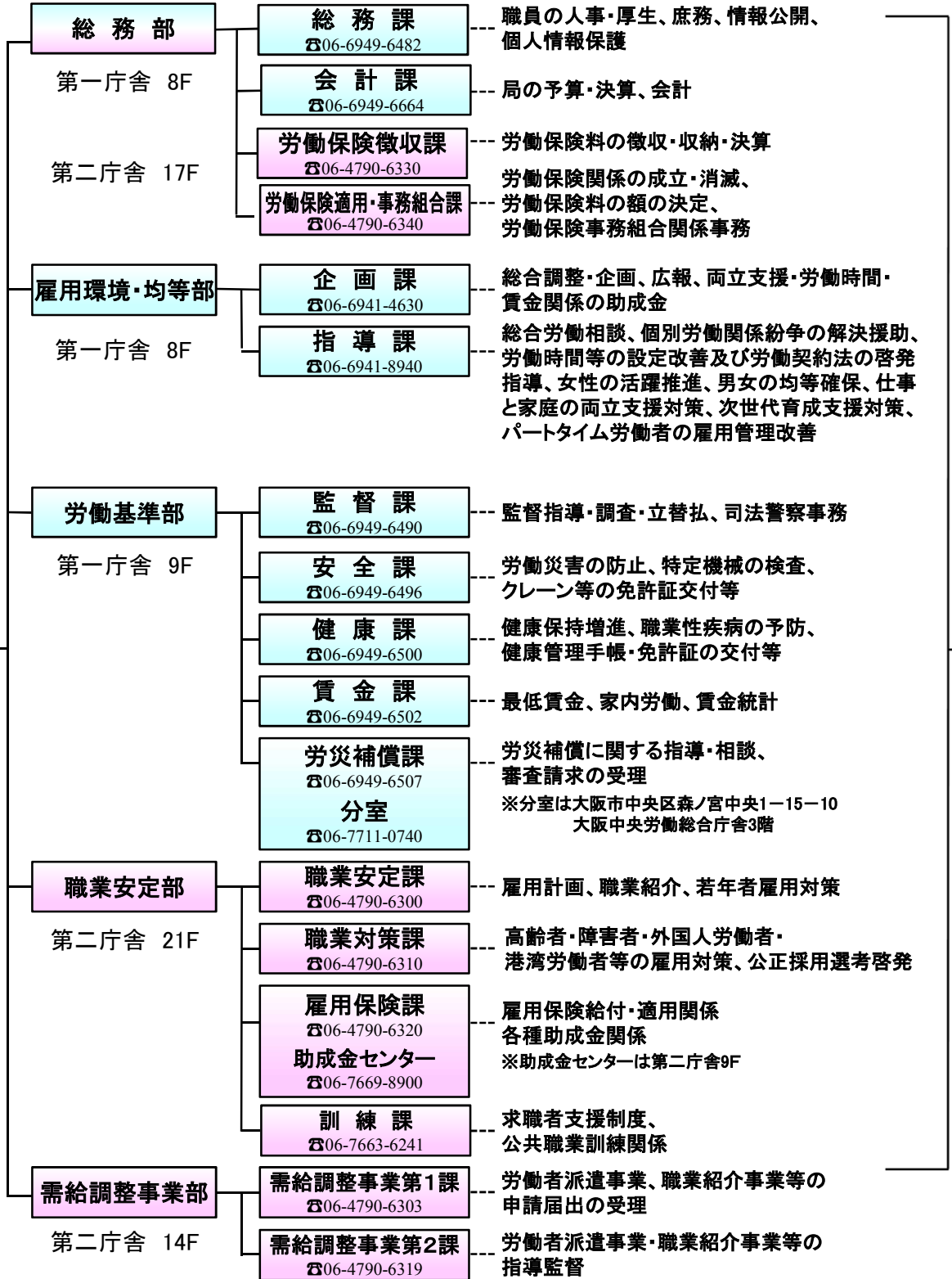
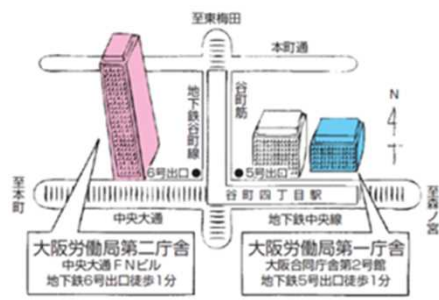
(注2) 入館受付時間は17時45分までです。

## ● 外国人労働者相談コーナー

外国人労働者 相談コーナー	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 大阪労働局労働基準部監督課内	(代表)06-6949-6490	相談日の 9:30~17:00 (土・日・祝休日・年末年始は閉庁)
相談日(英語:月曜・水曜 ポルトガル語:水曜・木曜 中国語:水曜)			

# 大阪労働局について

第一庁舎 … 大阪市中央区大手前4丁目1-67 大阪合同庁舎第2号館  
 第二庁舎 … 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 中央大通FNBビル



労働基準監督署

公共職業安定所(ハローワーク)